

安城市障害者福祉計画

第6次安城市障害者計画
第8期安城市障害福祉計画
第4期安城市障害児福祉計画

【 計画案 】

令和8年(2026年) 9月

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨と背景.....	1
2 障害者支援や障害福祉をめぐる動き.....	2
(1) 障害者総合支援法等の近年の動向.....	2
(2) 障害者基本計画（第5次）の概要.....	4
3 計画の位置づけ.....	5
(1) 計画の法的根拠.....	5
(2) 上位計画・関連計画等との整合.....	6
4 計画の期間.....	8
5 障害のある人の定義.....	9
6 計画の策定体制.....	9
第2章 安城市の障害者等を取り巻く状況.....	12
1 人口の状況.....	12
2 手帳所持者等の状況.....	13
(1) 身体障害者手帳所持者数の状況.....	14
(2) 療育手帳所持者数の状況.....	16
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況.....	18
(4) 難病患者等の状況.....	20
(5) 療育支援の必要な児童の状況.....	20
(6) 障害のある児童生徒等の状況.....	21
3 第5次安城市障害者計画の実施状況.....	22
4 今後の施策推進に向けた課題・施策二一ズ.....	23
第3章 計画の基本的な考え方.....	25
1 計画の基本理念.....	25
2 基本目標.....	26
3 計画を貫く視点.....	28
4 重点施策.....	30
5 施策体系.....	33
第4章 安城市障害者計画.....	34
基本目標 1 安全・安心で支え合いのある地域社会の実現.....	34
(1) 自分らしい暮らしをかなえる住環境整備.....	35
(2) 人にやさしいまちづくりの推進.....	36
(3) 支え合う地域づくりの推進.....	37

(4) 安全・安心のための防災・防犯活動の推進	39
基本目標 2 生活の安定と心の豊かさを支える支援の充実	42
(1) 暮らしを支える生活支援の充実	43
(2) 社会参加の促進と文化芸術・スポーツの振興	45
基本目標 3 人とのつながりや権利が守られる支援の充実	47
(1) 複合的な課題に応じた相談支援の充実	48
(2) 情報につながり、通じ合える環境づくり	49
(3) 権利擁護の推進	51
基本目標 4 子どもの育ちと学びを支える環境の充実	52
(1) 子どもの育ちと発達支援の推進	53
(2) 共に学ぶインクルーシブ教育の推進	56
基本目標 5 障害の原因となる疾病の予防と健康支援の充実	58
(1) 障害の原因となる疾病の早期発見と予防	58
(2) 医療サービスの推進	60
基本目標 6 就労機会と就労支援の充実	62
(1) 多様な雇用・就労の促進	62
(2) 働く喜びと生きがいを育む福祉的就労の支援	65
基本目標 7 障害理解を深める啓発活動の充実	66
(1) 障害理解を深める啓発活動の充実	67
 第5章 安城市障害福祉計画・安城市障害児福祉計画	69
 第6章 計画の推進体制	70
1 関係機関・団体等との連携による推進	70
(1) 市民や関係機関との連携	70
(2) 国・愛知県・広域との連携	70
(3) 安城市自立支援協議会を中心とした連携	70
2 計画の進捗管理	72
(1) 市役所内関係各課による取組の評価・検証	72
(2) 安城市自立支援協議会における評価・検証	72

1 計画策定の趣旨と背景

国の障害者施策においては、平成23年（2011年）8月の「障害者基本法」の大幅な改正に伴い、障害のある人の定義についても、「個人の機能障害に原因があるもの」と考える「医療モデル」から、「障害により日常生活や社会生活に制限を受ける社会であること」を問題にする「社会モデル」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であることが示されています。

その後、平成26年（2014年）1月の「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」）」の批准及びそれを契機とした国内法の整備・改正により、障害のある人が自分らしく地域で生活を送ることができるよう各種の環境整備が進められています。

本市においては、第1次から第5次にわたり「安城市障害者計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障害者施策を総合的に推進してきました。また、「安城市障害福祉計画」「安城市障害児福祉計画」については、3年ごとの見直しを行い、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすために障害福祉サービス等の充実に努めてきました。

特に近年では、地域生活支援拠点等の整備や安城市自立支援協議会における「とうじしゃグループ」の設置、こころのバリアフリー動画作成、「安城市手話言語条例」の制定など、様々な取組の充実に努めてきています。

こうした中、国においては、令和6年（2024年）4月の「改正障害者差別解消法」の施行、令和7年（2025年）6月の「手話に関する施策の推進に関する法律（以下、「手話施策推進法」）」の施行、令和8年（2026年）4月の「高次脳機能障害者支援法」の施行等、様々な分野での法整備を進めてきており、本市においても、多様な障害のある人と共に生きる環境づくりに向け、取組をより一層充実する必要があります。

現行の「第5次安城市障害者計画」、「第7期安城市障害福祉計画」・「第3期安城市障害児福祉計画」の計画期間が令和8年度（2026年度）で満了することから、障害のある人を取り巻く状況の変化や国、愛知県の動き等を踏まえ、令和9年度（2027年度）を初年度とする安城市障害者福祉計画（第6次安城市障害者計画・第8期安城市障害福祉計画・第4期安城市障害児福祉計画）を策定します。

2 障害者支援や障害福祉をめぐる動き

(1)障害者総合支援法等の近年の動向

障害福祉サービスにおいては、平成15年度（2003年度）から従来の「措置制度」が「支援費制度」に移行し、利用者がサービスを選択・決定できるようになるとともに、サービス提供体制の拡充が図られました。その後、平成18年（2006年）4月には「障害者自立支援法」が施行されましたが、定率の利用者負担が導入されたこと等について様々な意見があり、それらに応じる所要の政省令の改正を経て、平成25年（2013年）4月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」）が施行されました。

「障害者総合支援法」では、障害のある人等が日常生活または社会生活を営むための支援は、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保およびどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会における共生を妨げられないこと、ならびに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行わなければならない旨が、理念として掲げられています。

また、障害福祉サービス等の対象に難病患者等が含まれることになったほか、平成24年（2012年）4月には「児童福祉法」が一部改正され、障害児を対象とした福祉サービスの体系が見直され、身近な地域で支援が受けられるよう障害児支援の強化が図られました。

平成30年（2018年）には「障害者総合支援法」に、新たに障害のある人の就労を支援するサービスとして就労定着支援と、障害のある人の安定した地域生活を支援するサービスである自立生活援助や、外出の困難な重度障害児の発達支援を目的とした居宅訪問型児童発達支援等が創設されるなど、制度の拡充が行われました。

さらに令和4年（2022年）の「障害者総合支援法」の改正では障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進等の措置が規定されました。以降も、法改正に伴う取組の具体化が検討され、順次、継続的に充実が図られています。

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成18年(2006年)	障害者自立支援法の施行(平成18年4月1日) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)の施行(平成18年12月20日) 国連で障害者権利条約を採択
平成19年(2007年)	障害者権利条約に署名(平成19年9月28日)

年	障害者支援や障害福祉をめぐる動き
平成23年(2011年)	改正障害者基本法の施行(平成23年8月5日)
平成24年(2012年)	改正児童福祉法の施行(平成24年4月1日) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「障害者虐待防止法」という。)の施行(平成24年10月1日)
平成25年(2013年)	障害者総合支援法の施行(平成25年4月1日) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下、「障害者優先調達推進法」という。)の施行(平成25年4月1日) 障害者基本計画(第3次)閣議決定(平成25年9月27日)
平成26年(2014年)	障害者権利条約を批准(平成26年1月20日)
平成27年(2015年)	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行(平成27年1月1日)
平成28年(2016年)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」という。)の施行(平成28年4月1日) 改正障害者雇用促進法の施行(平成28年4月1日) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、「成年後見制度利用促進法」という。)の施行(平成28年5月13日) 改正発達障害者支援法の施行(平成28年8月1日)
平成30年(2018年)	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法の施行(平成30年4月1日) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下、「障害者文化芸術活動推進法」という。)の施行(平成30年6月13日) 障害者基本計画(第4次)閣議決定(平成30年3月30日)
令和元年(2019年)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」という。)の施行(令和元年6月28日)
令和2年(2020年)	改正障害者雇用促進法の施行(令和2年4月1日) 改正バリアフリー法の一部施行(令和2年6月19日) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行(令和2年12月1日)
令和3年(2021年)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下、「医療的ケア児支援法」という。)の施行(令和3年9月18日)
令和4年(2022年)	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)の施行(令和4年5月25日)
令和5年(2023年)	障害者基本計画(第5次)閣議決定(令和5年3月14日)
令和6年(2024年)	改正障害者差別解消法の施行(令和6年4月1日)
令和7年(2025年)	手話施策推進法の施行(令和7年6月25日)
令和8年(2026年)	高次脳機能障害者支援法の施行(令和8年4月1日)
令和9年(2027年)	医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律の施行(令和9年4月1日)

(2)障害者基本計画(第5次)の概要

障害者基本計画は、障害者基本法に基づき、国が障害者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する中長期的な指針です。

【位置付け】

政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画(障害者基本法第11条の規定に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。)

【計画期間】

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間

【主な内容】

1 基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

2 基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

3 社会情勢の変化

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- ・新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- ・持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

4 各分野に共通する横断的視点

- ・条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ・共生社会の実現に資する取組の推進
- ・当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- ・PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

5 施策の円滑な推進

- ・連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

【11の分野】

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 | 2. 安全・安心な生活環境の整備 |
| 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 | 4. 防災、防犯等の推進 |
| 5. 行政等における配慮の充実 | 6. 保健・医療の推進 |
| 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 | 8. 教育の振興 |
| 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 | |
| 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 | |
| 11. 国際社会での協力・連携の推進 | |

3 計画の位置づけ

(1)計画の法的根拠

「第6次安城市障害者計画」は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」であり、障害者施策を推進するための基本理念や基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の本市における障害者施策推進のための指針とするものです。

「第8期安城市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、障害のある人の地域生活や一般就労等の支援に向けて達成すべき目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込量や見込量を確保するための方策を定める計画です。

「第4期安城市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものであり、障害児通所支援等に関わる提供体制の確保や必要な見込量や見込量を確保するための方策を定める計画です。

本計画は、上記の3計画を、「安城市障害者福祉計画」として、一体的に策定するものです。

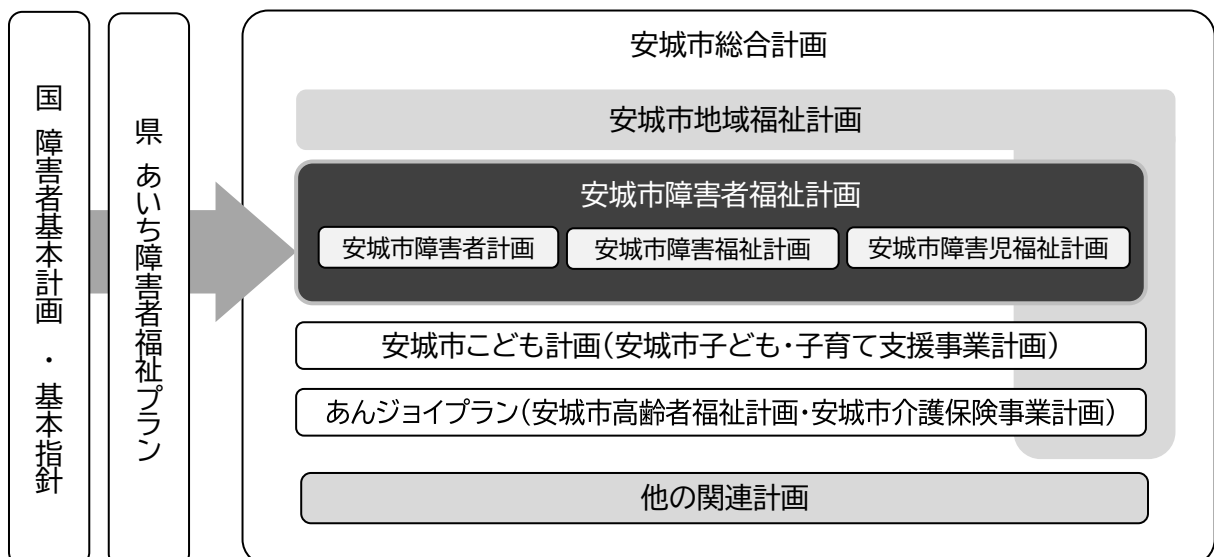
(2)上位計画・関連計画等との整合

本計画は、本市における上位計画である「安城市総合計画」の障害者施策に係る個別計画と位置付けるとともに、「安城市地域福祉計画」を障害者施策の視点から推進するための具体的な取組を示すものでもあります。

計画の策定及び推進にあたっては、国の障害者施策に係る法律や計画、指針、愛知県の計画等を踏まえるとともに、「安城市こども計画（安城市子ども・子育て支援事業計画）」

「あんジョイプラン（安城市高齢者福祉計画・安城市介護保険事業計画）」をはじめとする各種個別計画等との整合を図ります。

■計画の位置づけ



SDGsに関する取組

SDGs（持続可能な開発目標）は、よりよい未来を目指すための2030（令和12）年までの世界共通の目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットを掲げています。

SDGsに基づく「誰一人取り残さない」社会の実現に向けては、政府、地方自治体、民間企業や団体等、様々な主体が積極的に取組を進めていく必要があります。

本市においても上位計画である「安城市総合計画」をはじめとして、あらゆる個別計画や施策・事業においてSDGsに参画できる取組を推進しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



4 計画の期間

「第6次安城市障害者計画」は令和9年度（2027年度）から令和14年度（2032年度）までの6年間で1つの期間とし、「第8期安城市障害福祉計画」及び「第4期安城市障害児福祉計画」は、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間とします。

R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
第9次安城市総合計画								
第5次安城市地域福祉計画								
第5次障害者計画 (R3年度～)			第6次障害者計画					
第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画			第9期障害福祉計画 第5期障害児福祉計画		

5 障害のある人の定義

本計画における「障害のある人」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であつて、障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を総称することとします。

ここには、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人、難病の人も含まれます。

■障害者基本法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

6 計画の策定体制

本計画の策定体制は次のとおりです。

①安城市障害者福祉計画策定委員会

障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定にあたり、福祉、医療、保健、教育等からの幅広い意見を取り入れるために設置するもので、障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）で組織します。

計画案の方向性や具体的な施策・事業に関する検討・審議を行い、市長からの諮問に対し答申を行いました。

②関係団体等懇話会（関係団体ヒアリング）

障害者団体や障害福祉サービス等事業者などの代表者で構成し、事前のヒアリングシートの記入やグループワークによる意見交換を通じ、障害当事者やその家族、支援者などの視点でテーマに対する現状・課題や今後必要になる取組等に対する意見をいただきました。

■実施概要

区分	内容
事前のヒアリングシート調査	令和7年（2025年）12月～令和8年（2026年）年1月
関係団体懇話会グループワーク	令和8年（2026年）2月26日 令和8年（2026年）9月4日
参加団体（15団体）	安城市身体障害者福祉協会、難聴・中途失聴者の会 ともだち、安城市手をつなぐ育成会、安城市心身障がい児を持つ親の会 ひまわり会、安城地域精神障がい者家族会「ぶなの木会」、社会福祉法人ぬくもり福祉会、社会福祉法人ポテト福祉会、社会福祉法人聖清会、社会福祉法人観寿々会、社会福祉法人サポートパディ、社会福祉法人ぶなの木福祉会、要約筆記サークルなしばた（安城市ボランティア連絡協議会）、視覚部ボランティア心のひとみ（安城市ボランティア連絡協議会）、特定非営利活動法人5-CHA（安城市ボランティア連絡協議会）、軽度知的障害を考える会スマイル（安城市ボランティア連絡協議会）

③安城市自立支援協議会

地域における障害のある人への支援や課題についての情報を共有し、支援体制の整備について協議を行う場で、障害者団体の代表、福祉・地域・医療・保健・教育・就労に関係する団体の代表者、障害当事者（公募の市民）、障害福祉サービス等事業者で組織しています。自立支援協議会の下部組織には、障害福祉サービス等事業者などで構成される共生のまち部会と10の専門部会があり、計画案や施策に対する意見等をいただきました。

④障害者福祉計画策定のためのアンケート調査

次期障害者福祉計画策定のための基礎資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

調査期間… 令和7年（2025年）12月19日から令和8年（2026年）1月9日まで（督促1回）

調査手法… 郵送による配布、郵送による回収又はウェブサイトによる回答

■回収状況

区分	配布数（票）	回収数（票）	回収率（％）
1 18歳以上の障害のある人 ・身体障害者手帳所持者 1,000 ・療育手帳所持者 500 ・精神障害者保健福祉手帳所持者又は自立支援医療受給者証（精神通院）所持者 700 ・特定医療費受給者証所持者 200	2,400	1,395	58.1
2 18歳未満の障害のある人	600	339	56.5
3 18歳以上の一般市民	1,400	734	52.4
4 18歳未満の一般市民	1,000	474	47.4
合計	5,400	2,942	54.5

⑤障害福祉サービス事業所アンケート調査

次期障害者福祉計画策定のための基礎資料を得ることを目的に障害福祉サービス等事業所を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間… 令和7年（2025年）12月8日から令和7年（2025年）12月24日まで

調査手法… ウェブサイトによる回答

■回収状況

区分	配布数（票）	回収数（票）	回収率（％）
市内の障害福祉サービス等事業所	150	130	86.7

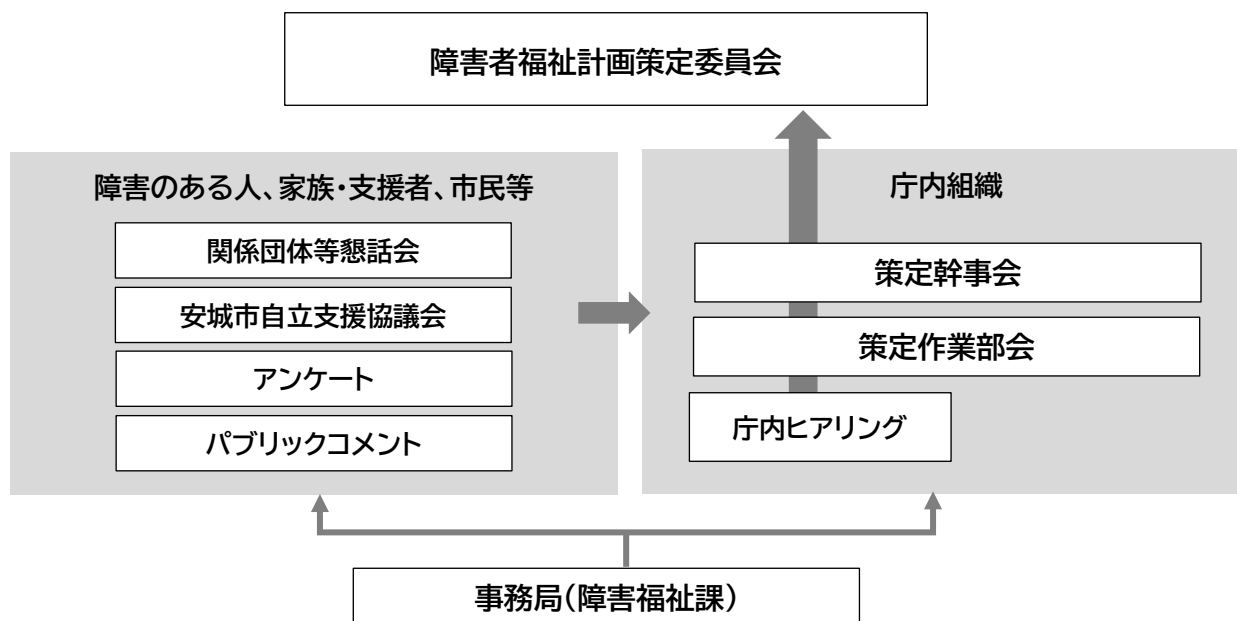
⑥パブリックコメント

広く意見を収集するため、パブリックコメントを実施しました。市民向けパブリックコメントの他、子どもの意見を聴くための「子ども向けパブリックコメント」も実施しました。

■実施概要

区分	内容
実施期間	令和○年○月～令和○年○月
結果	意見数○件

■策定体制図



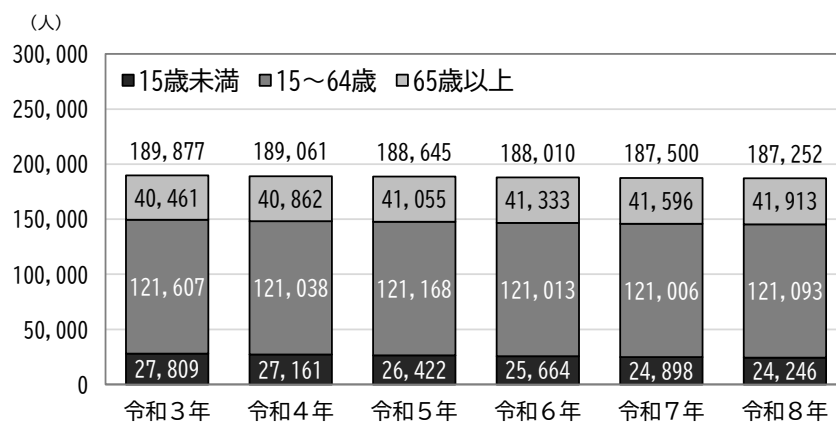
第2章

安城市の障害者等を取り巻く状況

1 人口の状況

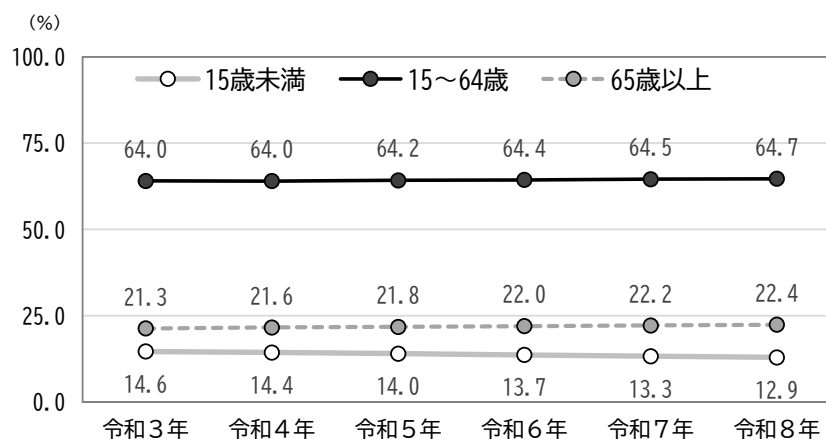
本市の人口は近年18万人台で推移しており、令和8年（2026年）で187,252人となっています。内訳をみると、15歳未満が減少している一方で、65歳以上は増加しています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

■年齢3区分別人口割合の推移

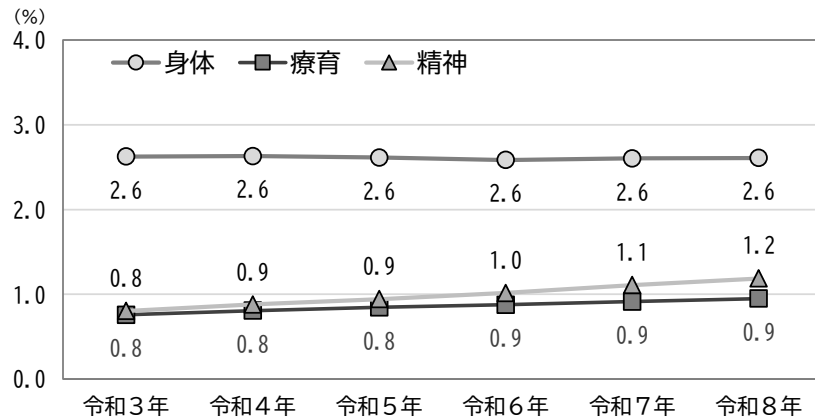


資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2 手帳所持者等の状況

総人口における各手帳所持者の割合の推移をみると、身体障害者手帳所持者が各年ともに2.6%と、横ばいで推移している一方で、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者はいずれも上昇しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者は令和8年（2026年）で1.2%と、令和3年（2021年）と比べて0.4ポイント上昇しています。

■総人口における各手帳所持者の割合の推移



資料：住民基本台帳、安城市（各年4月1日）

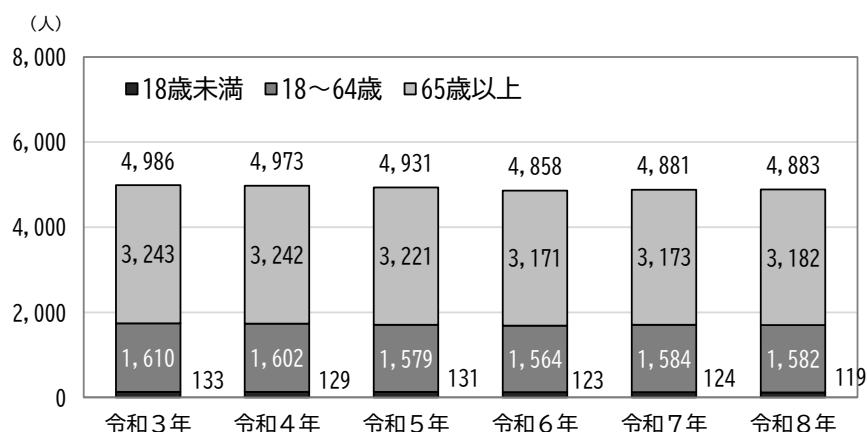
(1)身体障害者手帳所持者数の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は微減傾向にあります。年齢別でみると、65歳以上が最も多くなっています。

また、障害の程度を示す等級別でみると、最も重度である1級が多くなっており、令和8年（2026年）では全体の29.1%を占めています。

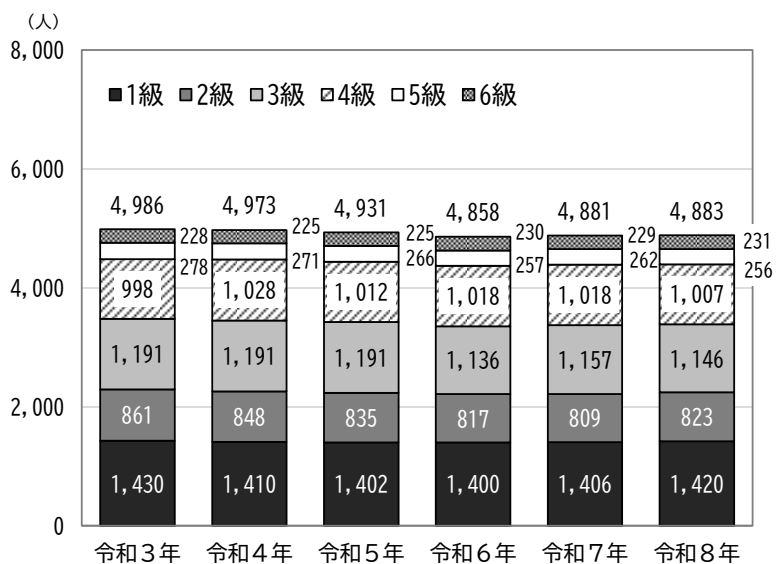
種類別では、肢体不自由の割合が最も高く、次いで内部障害が続いています。

■身体障害者手帳所持者数(年齢区分別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

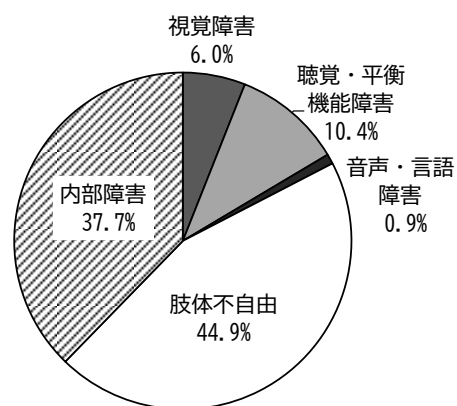
■身体障害者手帳所持者数(等級別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

■身体障害者手帳所持者数(種類別)

※令和8年(4,883人)



資料:安城市(令和8年4月1日)

身体障害者手帳の所持者は、高齢者（65歳以上）が全体の65.2%を占めています。

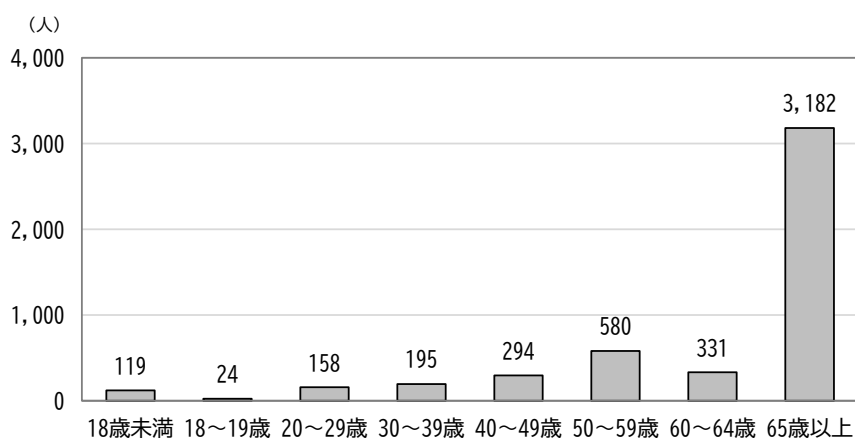
■身体障害者手帳所持者数(年齢・等級・部位別)の状況

区分	等級別						計	※障害部位別				
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		視覚	聴・平	音・言	肢体	内部
18歳未満	48	22	34	6	4	5	119	6	15	0	79	19
18～19歳	11	7	4	0	1	1	24	0	4	0	18	2
20～29歳	47	53	30	14	7	7	158	6	50	0	73	29
30～39歳	54	49	43	25	12	12	195	14	44	1	91	45
40～49歳	93	65	52	52	20	12	294	16	39	2	139	98
50～59歳	183	110	116	96	49	26	580	42	63	2	287	186
60～64歳	101	57	75	60	19	19	331	22	19	5	177	108
65歳以上	883	460	792	754	144	149	3,182	187	276	36	1,328	1,355
合計	1,420	823	1,146	1,007	256	231	4,883	293	510	46	2,192	1,842
うち65歳未満	537	363	354	253	112	82	1,701	106	234	10	864	487
うち65歳以上	883	460	792	754	144	149	3,182	187	276	36	1,328	1,355
65歳未満の割合	37.8%	44.1%	30.9%	25.1%	43.8%	35.5%	34.8%	36.2%	45.9%	21.7%	39.4%	26.4%
65歳以上の割合	62.2%	55.9%	69.1%	74.9%	56.3%	64.5%	65.2%	63.8%	54.1%	78.3%	60.6%	73.6%

資料:安城市(令和8年4月1日)

※障害部位について、「視覚」は視覚障害、「聴・平」は聴覚・平衡機能障害、「音・言」は音声・言語障害、「肢体」は肢体不自由、「内部」は内部機能障害をそれぞれ表します。また、集計にあたり各種障害部位を併せ持つ(重複している)人については、代表的な障害部位で計上しています。

■身体障害者手帳所持者数(年齢区分別)の状況



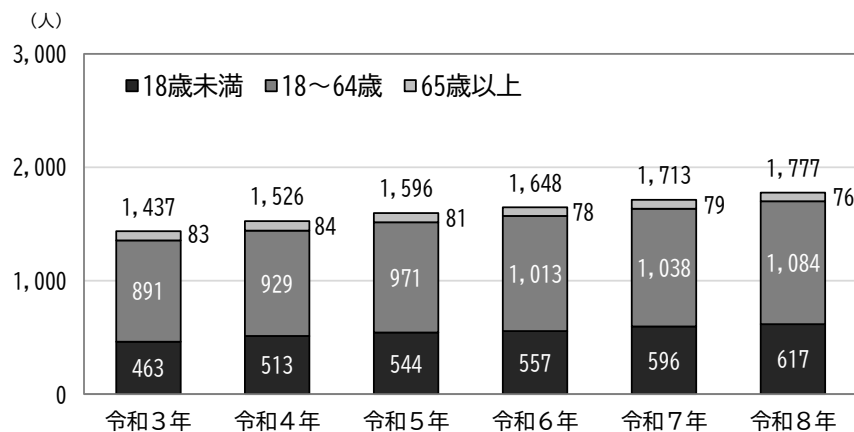
資料:安城市(令和8年4月1日)

(2)療育手帳所持者数の状況

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和3年（2021年）と令和8年（2026年）を比較して、23.7%の増加となっています。年齢別でみると、18～64歳が最も多くなっています。

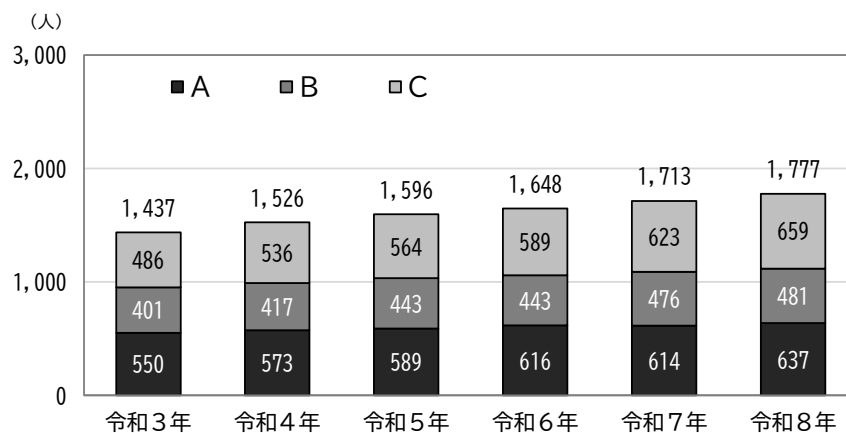
また、判定別でみると、最も軽度であるC判定で、令和3年（2021年）から令和8年（2026年）にかけて173人の増加となり、大きく増えています。

■療育手帳所持者数(年齢区分別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

■療育手帳所持者数(判定別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

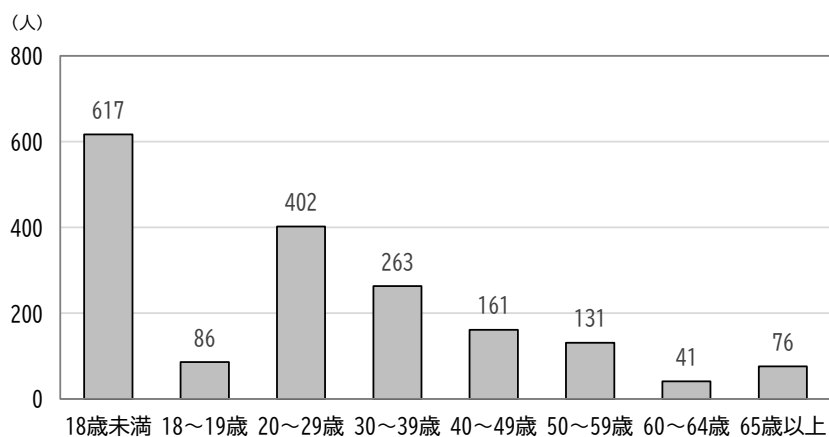
療育手帳の所持者は、18歳未満の割合が全体の34.7%を占めています。

■療育手帳所持者数(年齢・判定別)の状況

区分	判定別			計
	A	B	C	
18歳未満	178	117	322	617
18～19歳	28	23	35	86
20～29歳	144	123	135	402
30～39歳	95	73	95	263
40～49歳	73	45	43	161
50～59歳	62	51	18	131
60～64歳	17	19	5	41
65歳以上	40	30	6	76
合計	637	481	659	1,777
うち18歳未満	178	117	322	617
うち18歳以上	459	364	337	1,160
うち18歳未満の割合	27.9%	24.3%	48.9%	34.7%
うち18歳以上の割合	72.1%	75.7%	51.1%	65.3%

資料:安城市(令和8年4月1日)

■療育手帳所持者数(年齢区分別)の状況



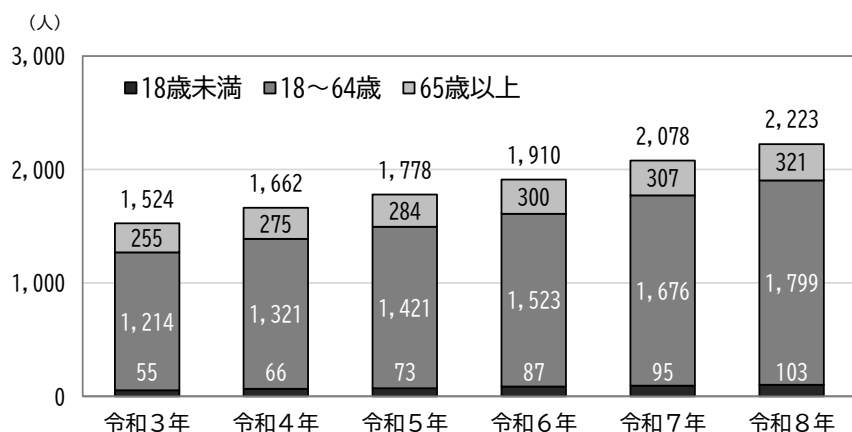
資料:安城市(令和8年4月1日)

(3)精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は大きく増加しており、令和3年（2021年）と令和8年（2026年）を比較して、699人（45.9％）の増加となっています。年齢別でみると、18～64歳が最も多くなっています。

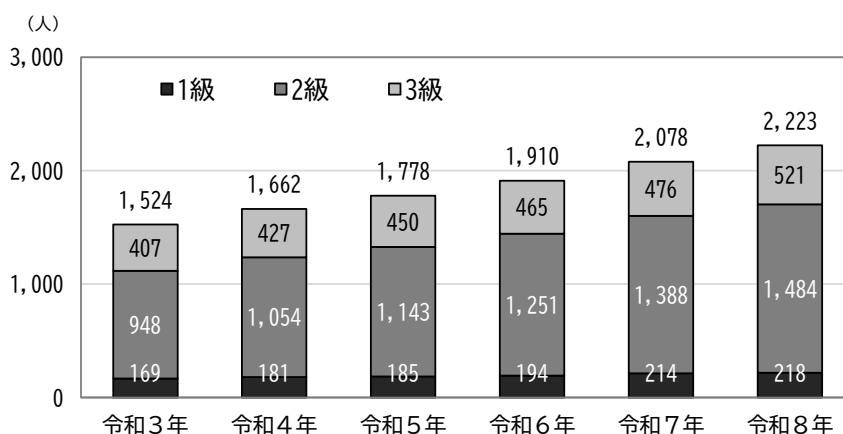
また、等級別でみると、2級の占める割合が最も高く、かつ増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢区分別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(判定別)の推移



資料:安城市(各年4月1日)

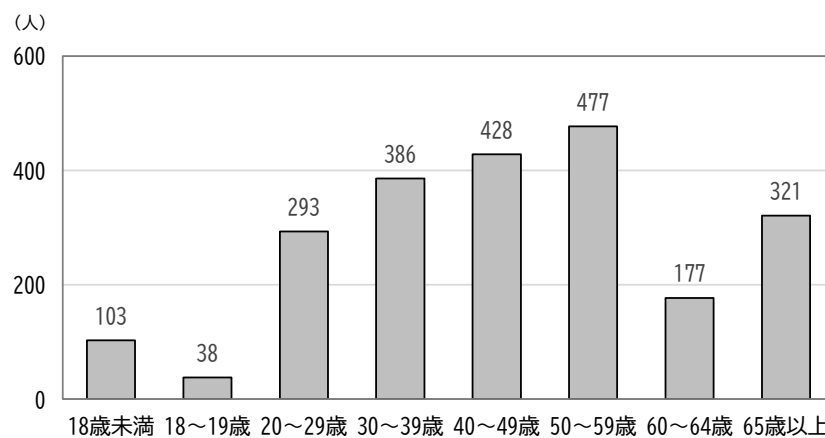
精神障害者保健福祉手帳所持者数は50歳代で最も多く、次いで40歳代、30歳代となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢・判定別)の状況

区分	等級別			計
	1級	2級	3級	
18歳未満	0	80	23	103
18～19歳	2	31	5	38
20～29歳	16	197	80	293
30～39歳	24	253	109	386
40～49歳	29	282	117	428
50～59歳	40	323	114	477
60～64歳	19	127	31	177
65歳以上	88	191	42	321
合計	218	1,484	521	2,223

資料:安城市(令和8年4月1日)

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(年齢区分別)の状況

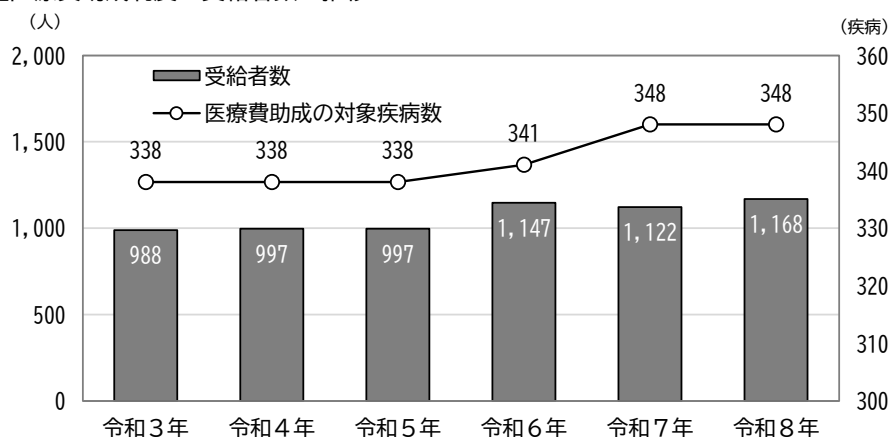


資料:安城市(令和8年4月1日)

(4)難病患者等の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療費助成の対象となる疾患の患者数の推移を見ると、助成対象となる疾患数の拡大に伴い、増加しています。

■特定医療費助成制度の受給者数の推移



資料：衣浦東部保健所(各年4月1日)

■小児慢性特定疾病医療費助成制度の受給者数の推移

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
受給者数(人)	159	167	171	166	157	134

資料：衣浦東部保健所(各年度)

※令和3年度～令和7年度は年間延べ人数、令和8年度は4月現在。

(5)療育支援の必要な児童の状況

児童発達支援の支給決定数は令和5年以降200人を超えて推移しています。

■療育支援の必要な児童数

(単位：人)

区分		令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援	支給決定	132	189	204	259	290	214
	うちサルビア学園(3～5歳児)	51	53	54	55	51	52
やまびこルーム(0～5歳児)		128	122	132	135	122	45
保育園・認定こども園(0～5歳児)		40	46	44	35	38	38
幼稚園(3～5歳児)		8	13	14	20	32	35

資料：安城市

※やまびこルーム(0～5歳児)は令和3年度～令和7年度は年間実人数、令和8年度は4月現在。

※児童発達支援の支給決定者数は、令和3年度～令和7年度は支給決定を行った年間延べ人数、令和8年度は4月現在。

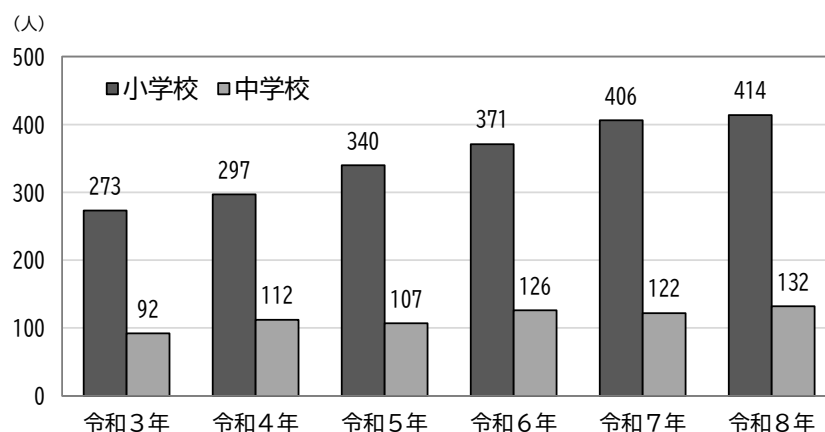
※上述以外的人数は各年4月1日時点。

(6)障害のある児童生徒等の状況

特別支援学級の在籍児童生徒数の推移をみると、小学校、中学校ともに増加傾向にありますが、特に小学校において増加率が大きくなっており、令和3年（2021年）から令和8年（2026年）にかけて141人（51.6%）増加しています。

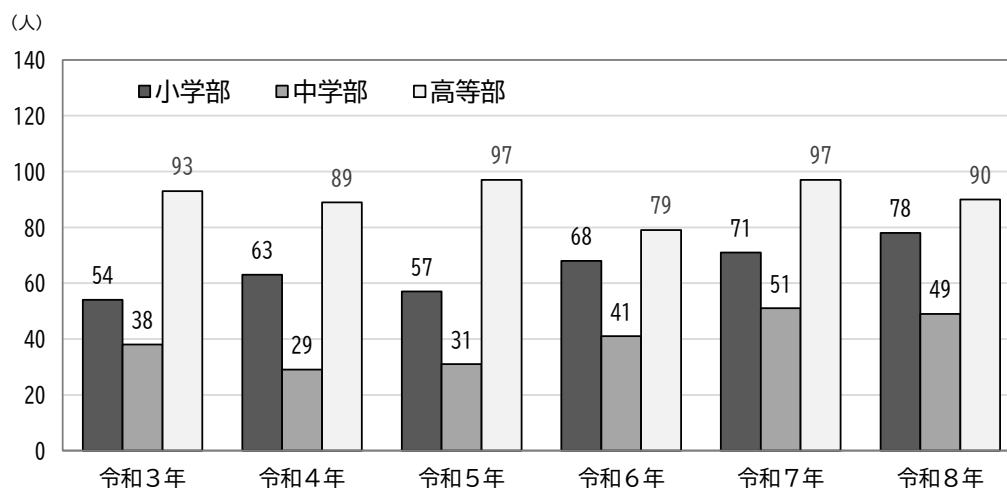
また、特別支援学校に在籍する児童生徒数の推移をみると、小学部、中学部ともに増減があるものの、概ね増加傾向で推移しており、高等部については90人前後で推移しています。

■特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



資料:安城市(各年5月1日)

■特別支援学校在籍児童・生徒数の推移



資料:安城市(各年5月1日)

3 第5次安城市障害者計画の実施状況

第5次安城市障害者計画では77の取組を位置づけ、毎年度、自己評価結果を自立支援協議会に提示し、外部の視点からの評価を行っています。本計画の策定にあたって改めて今後の方向性について検討し、下表に結果を集約しました。

■方向性の取りまとめ結果

分野	体系	施策数	方向性			
			継続	推進	縮小	終了
1. 生活環境	安全・安心な住環境の整備	3	3			
	人にやさしいまちづくりの推進	3	3			
	地域福祉活動の推進	5	5			
	防災・防犯等の推進	9	7	1	1	
2. 生活支援	生活支援サービスの充実	5	4	1		
	経済的支援	3	3			
	文化芸術・スポーツの振興	4	3			1
3. 相談・情報提供	相談支援体制の充実	2	2			
	情報提供の充実	3	3			
	意思疎通支援の充実	4	4			
	権利擁護の推進	2	2			
4. 療育・教育・子育て	子ども発達支援の充実	5	5			
	子育て支援の充実	4	4			
	インクルーシブ教育の推進	7	4	3		
5. 保健・医療	障害の原因となる疾病の予防	4	3	1		
	医療サービスの推進	2	2			
6. 雇用・就労	雇用・就労の促進	5	3	1		1
	就労支援・相談体制の充実	1	1			
	福祉的就労の支援	1	1			
7. 啓発・広報	啓発・広報活動の推進	2	1	1		
	障害に関する理解の促進	3	3			
合計		77	66	8	1	2

方向性：継続…引き続き実施していく取組

推進…一層の充実に向けて推進していく取組

縮小…引き続き実施していくが、事業規模等を縮小していく取組

終了…事業の完了や廃止により、次期計画には位置付けない取組

4 今後の施策推進に向けた課題・施策二一ズ

第5次安城市障害者計画の推進期間中に新たに整備された国の法制度や市の計画の推進状況、安城市で暮らす障害のある人やその家族、支援者やサービス事業者等の意見を踏まえ、本市における障害者福祉施策に関する課題等をまとめました。

①全体にかかる事項

- 障害のある人とその家族等の高齢化対策や親なき後への対策
- 外見からはわかりにくい障害のある人への理解の促進
- 自立支援協議会等による関係者間の連携機会の充実・強化

②生活環境

- 障害のある人が地域の中で暮らすための多様な住まいの確保
- バリアフリーやユニバーサルデザインの視点からのまちづくりの充実
- 地域を中心とした見守り、災害時の助け合い・支え合い等の体制づくり
- 多様な障害に対応した避難環境の整備

③生活支援

- 障害のある人が地域で暮らし続けるための支援の充実
- 障害福祉サービス等事業所における人材の確保・育成
- 地域における多様な生きがいくくり、社会参加機会の拡充

④相談・情報提供

- 制度の狭間の問題や複合的な福祉課題を抱える障害のある人・世帯への支援体制の強化
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づく誰もが情報を受け取りやすい環境づくり
- 「安城市手話言語条例」に基づく手話言語の普及
- 権利擁護支援の充実、制度の普及・利用促進

⑤療育・教育・子育て

- 支援が必要な子どもに対する早期療育と切れ目のない支援体制づくり
- 障害の特性を踏まえた保育・教育等の推進に向けた人材の確保・育成
- 子どもの障害福祉サービス等の利用の最適化と地域移行の推進
- 子どもの発達支援に対する中核的な支援機能の強化

⑥保健・医療

- 増加する精神障害のある人を地域で支える仕組みづくり

○医療的ケアの必要な人への対応

⑦雇用・就労

- 一般就労を希望する人へ向けた支援
- 職場における多様な障害特性等への理解や支援、配慮
- 障害のある人が将来的に自分の強みを生かして働くための支援

⑧啓発・広報

- 障害や障害のある人への理解を深める啓発活動の充実
- 子どもの頃からの交流等を通じた相互理解の促進

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市では、第2次安城市障害者計画以来「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」を基本理念として掲げ、様々な施策を推進してきました。これは、障害や障害のある人の特性への理解をより多くの人が理解すること、そしてお互いを認め合い、尊重しながら地域で支え合って暮らしていけるまちを表したものです。

この基本理念は、障害のある人が家庭や地域で普通の生活ができる社会をつくる「ノーマライゼーション」、医学・理学的な機能回復のみならず、人間としての尊厳を回復し、自立と参画を目指す「リハビリテーション」、多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生する「インクルージョン」という重要な考え方に基づいております。

本市が目指すべき障害福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現している理念であり、その趣旨は現在においても変わっていません。

このことから、本計画では引き続き基本理念として「わかりあい みとめあい ささえあう ～みんな しあわせ 安城市～」を掲げます。

■基本理念（市が目指す姿）

わかりあい みとめあい ささえあう
～みんな しあわせ 安城市～

2 基本目標

本市の基本理念を踏まえ、次の7つの基本目標を設定します。

基本目標1 安全・安心で支え合いのある地域社会の実現

市民一人ひとりが住み慣れた地域で快適に暮らしていけるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った、居住環境づくりやまちづくりを推進します。また、地域での交流や支え合いを促進するとともに、障害のある人の特性等を踏まえた防災・防犯対策を行うことで、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

基本目標2 生活の安定と心の豊かさを支える支援の充実

障害のある人が利用する福祉サービスと日中活動の場の充実を促進するとともに、サービス提供を支える事業所間の連携強化やサービスの質の向上を支援します。

また、生活に潤いや豊かさをもたらすとともに心身の健康にもつながる文化・芸術活動やスポーツ・レクリエーション等の様々な活動への障害のある人の参加を推進します。

基本目標3 人とのつながりや権利が守られる支援の充実

障害のある人が必要なときに相談につながり支援が受けられる体制や、必要な情報が入手できる環境の充実を図ります。

また、障害のある人が差別や不利益な扱いを受けないよう、本人の立場に立った権利擁護に関する相談体制の充実を図ります。

基本目標4 子どもの育ちと学びを支える環境の充実

発達の遅れや障害を早期に発見し、早期に療育につなげるための相談支援や関係者間の連携強化を図ります。また、支援が必要な児童生徒が個に応じた保育・療育・教育を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

基本目標5 障害の原因となる疾病の予防と健康支援の充実

障害のある人が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、障害の原因となる疾病の予防と障害の早期発見のための取組、心身の健康づくりを支える保健・医療サービスを受けるための支援を進めます。

また、医療的ケアが必要な人に対しては、関係機関等が連携して適切な支援に繋がります。

基本目標6 就労機会と就労支援の充実

地域の福祉、教育、企業等が連携し、障害のある人が自己の能力を発揮できるよう、就労に向けた支援の充実を図ります。

また、雇い主となる企業・事業者に対しても、障害のある人のそれぞれの特性を理解し、個々の能力を生かした働き方ができるよう啓発や情報提供を行い、就労を促進します。

基本目標7 障害理解を深める啓発活動の充実

障害のある人もない人も、互いに認め合い、一人ひとりの個性と人格を尊重できるよう、広報や交流活動を通じて、障害特性や障害のある人に対する正しい理解と認識、配慮を進めます。

3 計画を貫く視点

基本理念に基づき設定した目標を実現するために分野別施策を展開するうえで、次の3つの横断的な視点に留意しながら取組を推進します。

視点1 「当事者視点」を大切にします

障害者権利条約が採択される際、世界中の障害当事者は「私たちのことを私たち抜きで決めないで」を合言葉に声を上げました。また、本市においても自立支援協議会を中心に「なにはともあれ本人中心」をスローガンに掲げて、障害のある人の声を様々な場面で届けることを重視して取組を進めています。

誰もが自分らしく生きることができる社会にするため、障害当事者の声を聴くことを当たり前にし、様々な場面で障害のある人本人を意思決定の中心に置いた支援を進めます。また、日常的に支援にあたる家族等に対しても、障害当事者の生活の状況や想いをよく理解している存在であることを踏まえてともに支援します。

なにはともあれ本人中心

本市では障害者福祉に関する地域課題等を検討する場として自立支援協議会を設置しています。この協議会では、当事者不在で福祉の仕組みや支援方針が決められてしまうことがないように、「なにはともあれ本人中心」を掲げて活動しています。安城市社会福祉協議会が事務局となって様々なチーム活動を展開しており、なかでも令和元（2019）年度から障害当事者が集まった常設チームである「とうじしゃグループ」の活動は本市の特色であると言えます。

写真

写真

視点2 障害の特性を踏まえた施策の展開に努めます

「障害特性による困難」を個人の問題としてとらえるのではなく、社会との関係で捉える考え方(社会モデル)が重視されており、障害の特性や状態、生活実態などの様々な状態を踏まえて、それぞれの支援ニーズに対応していく環境づくりが求められています。特に外見からはわかりにくい障害や、症状・状態が変化する障害については必要な支援等が見えにくく、対応がなされにくい場合もあります。

本市では、障害特性等に応じた施策の充実を図るとともに、特に発達障害のある人や様々な要因により生きづらさを抱える人等への支援を進めていきます。

視点3 あらゆる場面で障害への理解を深めます

「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会の実現は、国全体の障害者施策で目指されている重要な事項です。

本市では、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりのため、市民全体・地域全体を対象とし、あらゆる場面で障害への理解を深めます。日常の様々な機会を通じて、障害特性や必要な配慮について正しい情報を発信することで偏見や差別の解消を図り、互いを尊重し支え合う環境づくりにつなげます。

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、障害の特性に応じた配慮(合理的配慮)の提供を通じて、共生社会の実現を目指す法律です。平成28(2016)年に施行され、国や自治体には差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられました。さらに令和6(2024)年4月の改正法施行により、これまで努力義務だった民間事業者(企業、店舗、医療機関、学校など)による合理的配慮の提供も義務化されました。これにより、障害のある人が教育、就労、買物、公共サービスなど様々な場面で平等に参加できるよう、社会的障壁の除去に向けた取組が一層求められています。

4 重点施策

重点1 障害等の理解促進

障害のある人の困りごとや生活上の困難は、障害そのものだけから生じるわけではなく、社会との間にある障壁によって生み出されることも多くあります。そのため、周囲が障害について知り、理解することは障害のある人が地域で当たり前に暮らし、参加できる社会をつくるための基盤であるとも言えます。

人々の暮らしは住宅、交通、教育、保健・医療、就労、防災、文化・スポーツ、情報など、生活のあらゆる分野に広がっており、障害のある人も同様です。そのため、行政職員や福祉サービスに関わる人だけでなく、社会全体が障害について理解し、社会の側にある障壁を取り除いていくという視点で取り組んでいくことが重要です。

そのため、障害等に対する啓発や情報発信、学校における福祉教育、職場等における合理的配慮に対する理解促進を進め、障害のある人が支援される側としてだけでなく、地域の一員として、ともに地域で暮らし、学び、働き、活動することができる社会を目指します。

【特に関連する取組】

- 9 地域における交流機会の創出
- 65 インクルーシブ教育システムの構築
- 67 インクルーシブ教育・保育の推進
- 76 職場における合理的配慮の提供義務等の周知
- 83 障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発
- 84 幼少期からの交流機会の創出
- 85 市内の障害福祉サービス等事業者による活動・行事を通じた障害者理解の促進支援
- 86 市職員、教職員の理解促進

重点2 親なき後を見据えた支援

「親なき後」は、障害のある人を支えてきた親・家族の、将来に対する切実な不安が込められた言葉です。これまで障害のある人の生活は、家族が中心となって支えてきた背景があり、長年にわたり、日々の生活支援や金銭管理、意思決定などを家族が担ってきた場合、その役割を誰が、どのように引き継ぐのかは、本人にとっても家族にとっても大きな課題となっています。

この課題を家族の問題としてとらえるのではなく、誰もが親・家族だけに頼らずとも地域の中で安心して暮らし続けられる仕組みを社会全体で整えていくことが重要です。そのためには、「親が亡くなったら誰が支えるのか」という発想から、「親が元気なうちから、家族以外にも頼れる人や仕組みを増やす」「社会全体で障害のある人を支えるまちをつくる」という方向へ転換していく必要があります。このような考え方に基づき、本計画では「親亡き後」という、親が亡くなった後の問題としてだけでなく、親が元気なうちの不在時や、何らかの理由で支援が困難になった場合など、親に頼れない様々な状況に備えるという、より広い意味を込めて、ひらがな表記の「親なき後」という言葉を用いることとしました。

「親なき後」の不安に応え、「家族だけに依存しない支援の充実」を推進するため、グループホームの整備や地域生活支援拠点等の機能強化、権利擁護を支える体制整備などに取り組み、障害のある人を社会全体で支えるとともに、障害のある人が自分らしい生活を選択・継続できる社会を目指します。

【特に関連する取組】

- 2 グループホームの整備促進
- 8 地域・専門機関等との連携の強化と見守り活動のさらなる充実
- 24 地域生活の継続に向けた総合的支援
- 50 成年後見制度等の広報・啓発

重点 3 包括的な支援体制の整備

近年、障害のある人やその家族が抱える課題は、ますます複雑化・多様化しています。本人の障害に加え、家族の介護、子育て、経済的な困窮、社会からの孤立といった複数の困難が重なり合い、一つの制度や窓口だけでは解決が難しいケースが増加しています。このような状況では、本人だけでなく、世帯全体を一体的に支える視点が不可欠です。

こうした複合的な課題や制度の狭間にある問題に対応するため、本市では令和7年度(2025年度)から重層的支援体制整備事業を開始しました。

この取組を実効性のあるものとするためには、地域の相談支援の中核を担う基幹相談支援センターや、一人ひとりの状況に寄り添う計画相談支援との連携を一層深化させることが不可欠です。さらに、福祉、医療、教育、就労、住まいといった様々な関係機関のネットワークを強化し、地域全体で支えあう力を高めていく必要があります。

そして、こうした連携の推進役として、市にはこれまで以上に、課題を的確に察知し、多様な支援をつなぎ、社会資源を効果的に結びつける役割が求められています。

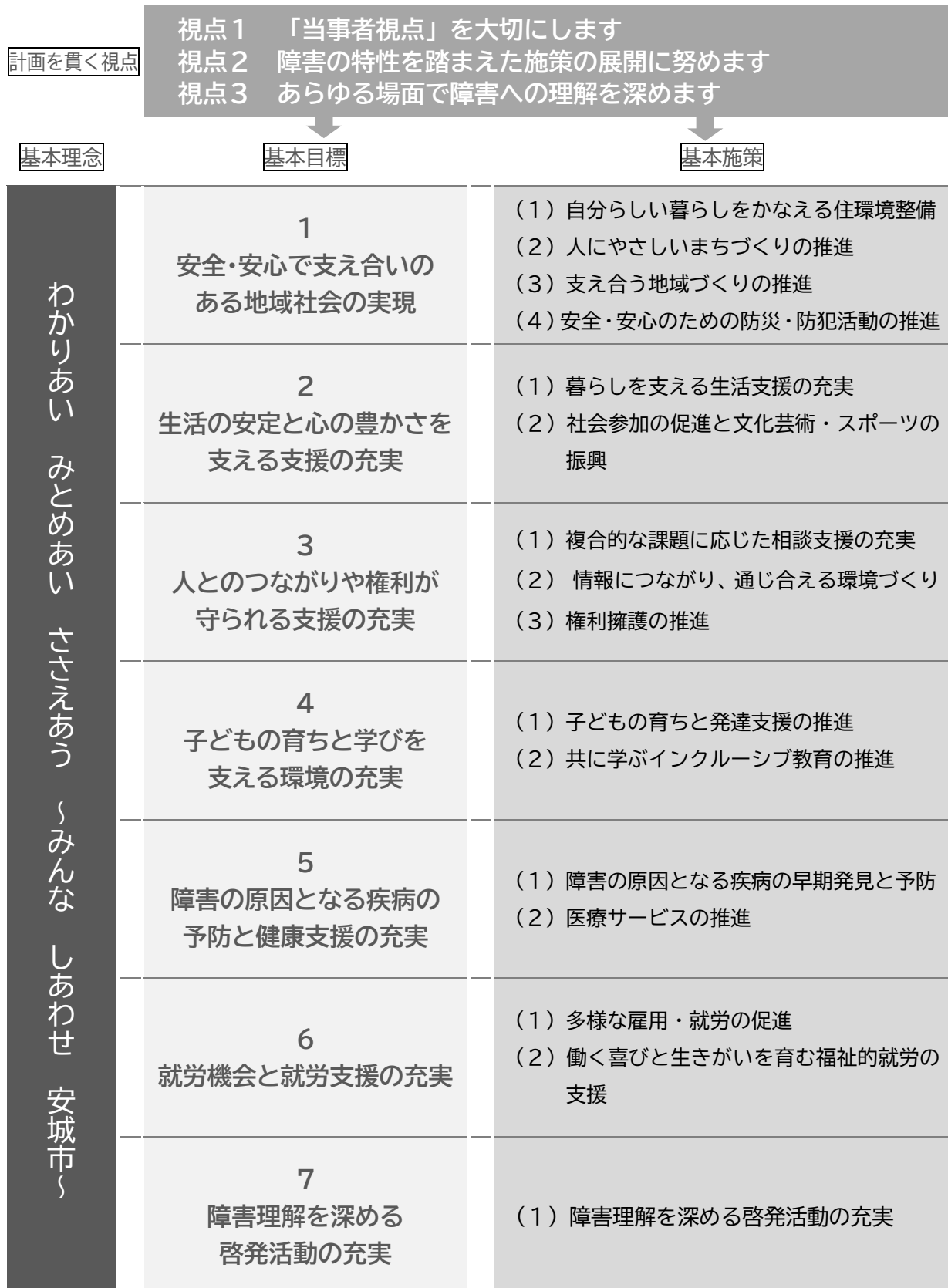
相談支援は、生活に課題を抱える人が最初に接する支援の入口であることから、様々な関係機関との連携を推進し、障害のある人やその家族の生活を支えるため、包括的な相談支援体制の構築とその一層の強化を目指します。

【特に関連する取組】

- 10 複合的な課題を抱える障害のある人・世帯への支援【新規】
- 38 切れ目のない相談支援
- 39 計画相談支援の提供体制の充実
- 51 子どもの発達や療育に関する相談の充実
- 53 児童発達支援センターの充実

5 施策体系

計画は以下のように、7つの基本目標、16の基本施策に基づき展開します。



第4章

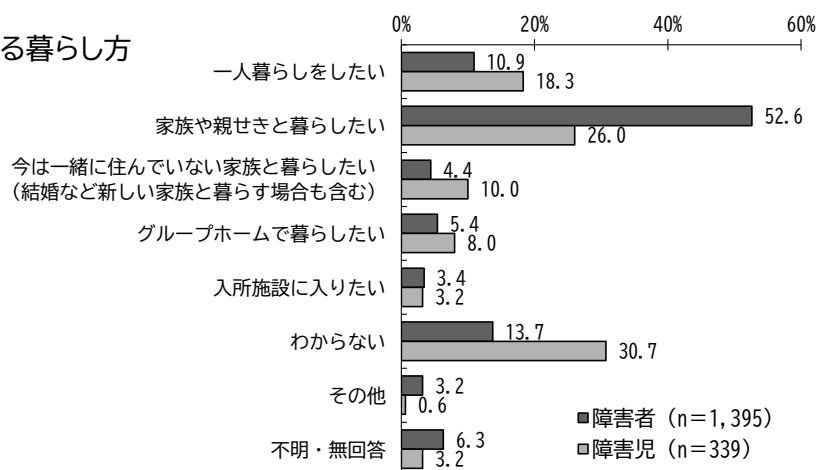
安城市障害者計画

基本目標 1 安全・安心で支え合いのある地域社会の実現

現状・課題

- 国においては、障害のある人を取り巻く生活環境や安全・安心の確保に向け、「バリアフリー法」の改正や「災害対策基本法」に基づく避難行動要支援者対策など、様々な取組が進められています。また、福祉全体では「地域共生社会」が目指されており、住民同士がつながり、支え合いながら、誰もが安心して暮らせる社会を構築していくことが求められています。
- 本市においては、市営住宅のバリアフリー化を進めるとともに市内グループホームの定員数も増加し、障害のある人を取り巻く住まいの環境が改善されていますが、グループホームが不足している・空きがない等の意見も多く、また障害当事者へのアンケートでは「一人暮らしをしたい」というニーズも一定数みられます。障害のある人のニーズに応じた、多様な暮らし方に向けた居住支援施策が求められています。
- 公共空間や学校施設等におけるバリアフリー化は順次進めているものの、当事者からは、車道・歩道の段差や狭さ、ユニバーサルトイレの不足、障害者等用専用駐車区画の不適正利用など身近なバリアが依然残されていることが指摘されており、引き続きハード・ソフト両面の対応を進めていく必要があります。
- 防災・災害時対策の面では、障害当事者へのアンケートにおいて災害時の困りごととして「投薬や治療が受けられない」「避難場所の設備や環境への不安」「安全な場所までスムーズに避難できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」など、障害特性により不安に感じる事項が多岐に渡っており、個別避難計画の作成促進や医療的ケア、コミュニケーション支援なども含めた避難所における環境整備、身近な地域での見守りや情報共有、在宅避難を含めた災害への準備に関する情報発信等を進めていく必要があります。

■将来希望する暮らし方



資料：安城市の福祉に関するアンケート調査(令和7年度(2025年度))

（１）自分らしい暮らしをかなえる住環境整備

方向性

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な住まい方を支援します。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
1	市営住宅のバリアフリー化の推進	既存の市営住宅においては、市営住宅長寿命化計画に基づき、高齢者や障害のある人の生活に配慮したバリアフリー化などの改修を進めます。		建築課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		高齢者、障害のある人に配慮した市営住宅整備率	74.7%	
2	グループホームの整備促進	障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、国庫補助制度を活用したグループホームの整備を促進します。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		安城市内グループホームの定員数	160人	
3	障害のある人の住宅改修に対する助成	身体に重度の障害のある人が、段差解消など住環境の改善を行うために必要な経費の一部を助成します。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		安城市在宅重度身体障害者住宅改修費給付事業の実施	実施	
4	<u>障害のある人の一人暮らしを支援する取組の推進【新規】</u>	<u>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等に基づく事業などの周知・啓発のため、関係者への情報提供に努めます。</u>		障害福祉課 建築課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		<u>周知・啓発の実施</u>	<u>未実施</u>	

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

方向性

障害の有無や年齢などにかかわらず、誰もが安心して暮らし、外出や社会参加に障壁がない「人にやさしいまち」の実現を目指します。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
5	『愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例』の推進	「バリアフリー法」、「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、引き続き道路、公園、建築物等の生活関連施設のバリアフリー化を推進します。		維持管理課
		令和7年度（2025年度）取組実績		土木課
		都市公園における園路等のバリアフリー化	実施	建築課 資産経営課 都市計画課 公園緑地課 区画整理課
6	学校施設等公共施設のバリアフリー化の推進	学校施設等公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を推進します。		教育委員会総務課
		令和7年度（2025年度）取組実績		庁舎整備課
		エレベーターを設置した学校数（累積）	24校	その他施設管理部署
7	多目的トイレの設置及び多機能化の推進	公共施設への多目的トイレの設置に努めます。また、施設の利用形態等を考慮しオストメイト対応やユニバーサルシートの設置など多機能化に努めます。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		庁舎整備課
		ユニバーサルシートの設置の協議	未実施	その他施設管理部署

(3) 支え合う地域づくりの推進

方向性

障害の有無や年齢、生活環境などにかかわらず、誰もが地域の一員として安心して暮らし、互いに支え合いながら自分らしく生活できる地域づくりを進めます。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
8	地域・専門機関等との連携の強化と見守り活動のさらなる充実	障害福祉サービス等事業者、地域住民、町内福祉委員、ボランティア、民生委員・児童委員等と市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などとの連携を強化します。また、地域見守り活動推進事業や個別ケースの支援を通じて把握した情報やニーズについて情報共有を図り、地域での見守り活動を推進します。		障害福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		自立支援協議会を通じた情報共有	実施	
9	地域における交流機会の創出	地域の住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、公民館まつりや福祉センターまつり、地域行事を通じ障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進し、また地域活動への支援を行います。		障害福祉課 市民協働課 生涯学習課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		障害のある人が参加できる・参加しやすい事業の検討・実施	実施	
10	<u>複合的な課題を抱える障害のある人・世帯への支援【新規】</u>	<u>基幹相談支援センターをはじめ関係機関等との連携のもとで、複合的な課題を抱える障害のある人とその家族・世帯等への総合的な相談支援を行い、必要に応じて重層的支援体制整備事業の実施を通じた総合的な対応を行います。</u>		障害福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		<u>障害のある人等への総対応回数</u>	<u>〇回</u>	

No.	取組	方向性		担当課
11	各種ボランティア等の養成講座の充実	ボランティアの水準に合わせ、入門から専門までの段階的な講座や、地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催に努めます。		社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		社会福祉協議会主催講座	12講座	
		団体自主講座	2講座	
12	ボランティアの活動支援	安城市民活動センター及び社会福祉協議会ボランティアセンターと連携し、ボランティア講座の開催、ボランティア活動の場の提供、ボランティアに関する情報提供や相談、活動のコーディネートを行います。		市民協働課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		安城市民活動センターの運営	実施	
		社会福祉協議会ボランティアセンターの運営	実施	
13	町内公民館等建設費補助事業	町内公民館を地域活動の拠点とするため、引き続き施設のバリアフリー化に必要な費用の一部を補助します。		市民協働課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		町内公民館等建設費補助事業の実施	実施	

（４）安全・安心のための防災・防犯活動の推進

方向性

障害のある人が、災害や犯罪の不安なく地域で安心して暮らすことができるよう、防災・防犯対策の充実を図ります。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
14	防災の啓発	防災・災害時の避難に関する情報発信や地域の防災活動を推進するとともに、障害のある人の防災訓練への参加を促進します。		障害福祉課 危機管理課 社会福祉課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		障害福祉サービス等事業者への防災計画の作成や訓練実施の働きかけ	実施	
15	緊急時の情報伝達	緊急時には、ウェブサイトやインターネットFAX、安城防災ナビ、防災ラジオ等多様な媒体等により情報を発信します。また、聴覚や言語に障害のある人が事故や急病等を音声によらずに緊急通報できる110番アプリシステムやNET119等の周知を図ります。		障害福祉課 危機管理課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		インターネット FAX 訓練の実施	実施	
16	避難行動要支援者支援制度の啓発	災害時に自力で避難することが困難な要支援者が、的確な支援を受けることができるよう避難行動要支援者支援制度の啓発を行い、個別避難計画の作成に取り組みます。また、日頃の見守り活動にも活用できるよう地域の支援者との情報共有を図ります。		社会福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		名簿情報提供の同意率（名簿情報提供の同意者数/避難行動要支援者数）	66.5%	

No.	取組	方向性		担当課
17	特定福祉避難所の整備	障害のある人が特定福祉避難所において必要な配慮が受けられるよう「特定福祉避難所の開設及び運営等に関する協定」及び「災害時における人的支援及び福祉車両提供支援に関する協定」に基づき、民間の障害福祉サービス等事業者と継続的な協議を行います。		障害福祉課 社会福祉課 危機管理課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		特定福祉避難所との無線通信訓練の実施	8施設	
18	<u>避難所における支援【新規】</u>	<u>市内各避難所において、障害のある人が円滑にコミュニケーションを行うことができるよう、避難所へのコミュニケーションボードの配備や災害時のコミュニケーション方法などの啓発を行います。</u>		<u>障害福祉課</u> <u>危機管理課</u> <u>社会福祉協議会</u>
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		<u>多様なコミュニケーションボードの配備</u>	<u>未実施</u>	
19	家具転倒防止普及事業	地震発生時における被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進します。		障害福祉課 危機管理課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		家具転倒防止器具取付事業	実施	
20	交通安全教育の実施	交通安全教育を実施し、障害のある人が交通事故等に遭うことがないように努めます。		市民安全課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		安城特別支援学校での交通安全教室の実施	実施	
21	防犯対策等の推進	広報あんじょう等で、家庭における防犯対策等の啓発を行い、 <u>安城防災ナビ</u> を活用して防犯に関する注意を促します。		市民安全課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		<u>安城防災ナビ</u> の発信	実施	

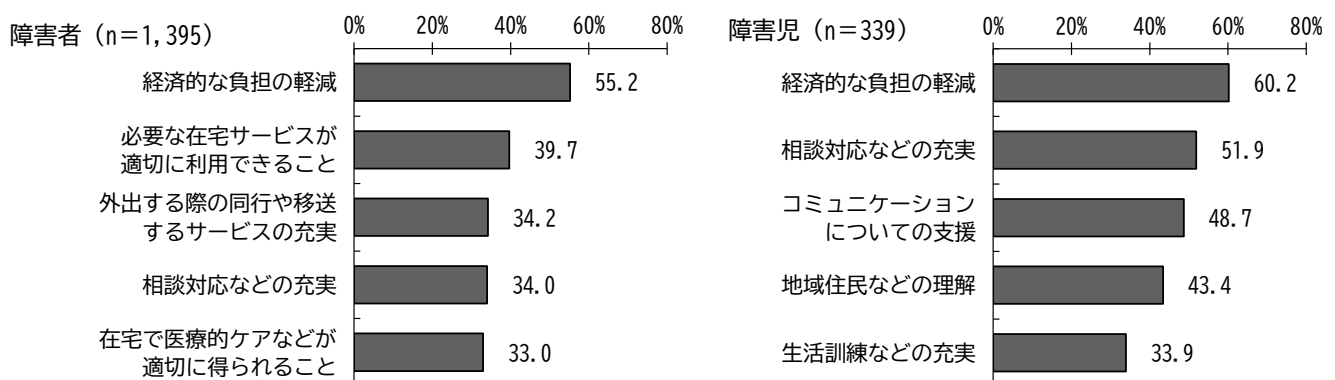
No.	取組	方向性		担当課
22	消費者トラブルの防止	消費生活センターを設置し、消費者トラブルの防止と問題の早期解決に努めます。また、悪質商法等の被害に遭うことがないよう消費者安全確保地域協議会を通じて、自立支援協議会等関係者に、消費生活相談に関する情報を提供します。		障害福祉課 商工課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		自立支援協議会への情報提供	実施	
23	感染症対策	新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえて策定した「安城市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、平時から各種媒体を利用し、障害のある人等への情報提供・共有を行うとともに、障害者施設等との連絡体制の構築を図ります。		障害福祉課 健康推進課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		関係機関・事業所等との連絡体制の確立	実施	

基本目標 2 生活の安定と心の豊かさを支える支援の充実

現状・課題

- 障害者施策においては、「障害者総合支援法」に基づき、訪問系・日中活動系・居住系サービス等のサービス基盤を計画的に確保し、利用者の自己決定を尊重した地域生活の維持・継続を図ることが基本とされています。さらに、「障害者文化芸術活動推進法」や「スポーツ基本法」、「読書バリアフリー法」を踏まえ、文化・芸術・スポーツ・レクリエーション活動やバリアフリーな読書環境の整備を通じて、障害のある人が多様な社会参加を実現できるような環境をつくっていくことが重要です。
- 本市では、自立支援協議会を通じた事業所間の連携強化や人材育成のための研修の実施、各種障害福祉サービス等の利用支援、第三者機関による障害福祉サービス等事業者の評価等を行っています。しかし、サービス事業所において人材の確保が困難になるなど、障害者福祉を取り巻く環境は厳しいものとなっています。また、当事者アンケートでは地域生活に必要な支援として「経済的な負担の軽減」が最も高い割合を占めており、安定した生活を送るための基盤づくり、生活支援が求められています。
- 文化・スポーツ活動や生涯学習の場においては、本市において教養、趣味等の講座の開講やスポーツへの参加支援、図書館での点字図書・録音図書の整備などを通じ、障害のある人の文化芸術・スポーツや余暇活動の支援に取り組んでいます。今後も、様々な場面で障害特性に応じた合理的配慮や障害当事者が気兼ねなく様々な活動に参加できる環境づくりを進めていく必要があります。

■地域生活に必要な支援 ※上位5位を抜粋



資料：安城市の福祉に関するアンケート調査(令和7年度(2025年度))

(1) 暮らしを支える生活支援の充実

方向性

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」に基づき障害福祉サービスの充実を図るとともに、各種手当や給付制度等による経済的支援を適切に実施します。また、地域生活の継続や福祉人材の確保等の今日的課題に取り組みます。

取組の内容

No.	取組	方向性	担当課
24	地域生活の継続に向けた総合的支援	地域生活支援拠点等や生活支援サービスの充実等を通じ、障害のある人が地域生活を継続できる環境づくりを進めます。	障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		障害福祉計画・障害児福祉計画参照	
25	障害福祉サービス等事業者間の連携	専門性を高めるための研修の実施、多職種連携の強化によるサービスの質の向上に努めます。共生のまち部会をはじめとする関係機関が協力して障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知に取り組みます。	障害福祉課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		基幹相談支援センター開催の研修回数	
26	適正な制度運用とサービスの質の確保	サービスの透明性の向上を図るため、公正・中立な第三者機関による障害福祉サービス等事業者の評価を促進します。また、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口を周知します。	障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		第三者評価実施社会福祉法人数	
27	<u>事業所への人材確保支援の実施【新規】</u>	<u>愛知県等と連携するとともに、研修受講費用等の支援を行うなど市内の障害福祉関係の人材確保に向けた取組を進めます。</u>	障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		研修費用等の支援の実施	

No.	取組	方向性		担当課
28	障害福祉サービスの受け皿の充実	介護保険事業者など多様な実施主体が障害福祉サービスを提供できるように、共生型サービスや基準該当障害福祉サービスの制度の周知に努めます。		障害福祉課 高齢福祉課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		制度の周知の実施	未実施	
29	重症心身障害児・者等に対する支援	重症心身障害児・者や強度行動障害児・者等の日常生活、社会生活の維持を支援するため、継続して障害福祉サービス、障害児通所支援が利用できるよう必要な支援を継続します。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		重症心身障害児・者等の日常生活、社会生活の維持するために必要な支援の継続	実施	
30	団体へのガイドヘルパーの派遣・中途視覚障害者歩行訓練の実施	視覚障害者団体が行う会議や活動を支援するため、団体を対象にガイドヘルパーを派遣します。また、自立した日常生活や社会参加を促進するため、中途視覚障害者歩行訓練を実施します。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		ガイドヘルパー派遣人数	417人	
31	各種手当の支給	市単独の障害者扶助料をはじめ、国や県の制度の特別障害者手当、在宅重度障害者手当等の各種福祉手当を支給します。また、手続きについての確実な情報提供を行います。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		各種手当の支給	実施	

(2) 社会参加の促進と文化芸術・スポーツの振興

方向性

障害のある人が自らの意思や希望に応じて積極的に文化芸術、スポーツ、生涯学習等への参加ができるよう、社会参加の機会の充実と環境の整備を進めます。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
32	障害のある人への助成、割引制度	障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料、入場料等を減免します。		障害福祉課 その他対象部署
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		各種制度の実施	実施	
33	障害のある人の移動のための助成、支援	あんくるバスの運賃の助成（無料化）や通院等でタクシーを利用する際の料金助成、有料道路通行料割引制度の事務、車いすや車いす移送車の貸し出しを行います。		障害福祉課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		障害者福祉タクシー料金助成事業交付人数	2, 787人	
34	スポーツ活動の振興	障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに、各種大会への参加促進と、障害のある人が楽しく参加できる環境整備に努めます。		障害福祉課 スポーツ課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		障害者福祉体育祭の参加者数	125人	
35	スポーツを通じた交流機会の創出	障害者スポーツに対する理解をより一層深め、障害の有無にかかわらず参加できるスポーツプログラムの提供に努めます。		障害福祉課 スポーツ課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		障害のある人もない人も参加できるスポーツプログラムの実施	実施	

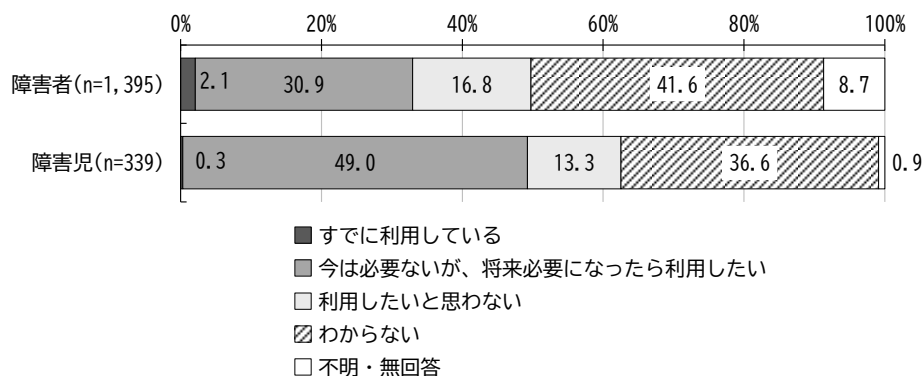
No.	取組	方向性		担当課
36	障害のある人の文化 芸術活動等の振興	障害のある人が教養、趣味、文化、芸術等に触れる講座や機会を提供します。また、その制作した作品を広く市民に公開する機会を支援します。		障害福祉課 生涯学習課 文化振興課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		社会福祉協議会の実施する障害のある方向けの講座数	19講座	
37	<u>読書バリアフリーの 推進【新規】</u>	<u>読書バリアフリーサービスの周知を行うとともに、障害のある人が利用しやすい環境を整備します。</u>		<u>アンフォーレ課</u>
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		<u>読書バリアフリーサービス数</u>	<u>4サービス</u>	

基本目標 3 人とのつながりや権利が守られる支援の充実

現状・課題

- 国においては、改正「障害者差別解消法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「手話施策推進法」等に基づき、手話や要約筆記、文字表示等の多様な手段による情報保障や合理的配慮の提供、行政情報のアクセシビリティ向上が推進されています。また、「障害者虐待防止法」に基づく取組や成年後見制度の利用促進を図ることで、障害のある人が可能な限り自ら意思決定できるように支援することや権利の侵害等への対策をさらに推進していくことが求められています。
- 障害のある人の地域での自立した生活を支えるため、様々なライフステージや個々の状況等に応じた相談支援体制を整備していく必要があります。本市では、関係課において各種の相談支援を実施し、こども家庭センターや基幹相談支援センター、地域包括支援センターなどの各種相談支援機関が連携して対応を行っています。また、令和7年度(2025年度)から、制度の狭間で支援の機会が届かなかった人等への対応を進める重層的支援体制整備事業を開始し、8050問題やひきこもり等へ対応するための支援体制を整備しました。
- 情報提供については、広報あんじょうやウェブサイト等への福祉情報の掲載や福祉のガイドブックの作成などにより、サービスを必要とする人に情報発信を行いました。また、ボランティアの協力のもとで点訳や音訳による情報提供や令和6年(2024年)4月に施行した「安城市手話言語条例」に基づく手話の普及などに取り組んでいます。
- 令和4年度(2022年度)から安城市社会福祉協議会を権利擁護支援及び成年後見制度利用促進の中核機関として位置づけ、相談・支援体制を強化しています。障害当事者へのアンケート調査によれば、成年後見制度の利用意向としては、「今は必要ないが将来利用したい」が障害のある人で30.9%、障害児で49.0%に達しており、親なき後や本人の判断能力低下に備えた制度の周知と手続き支援の充実が求められています。

■成年後見制度の利用意向



資料:安城市の福祉に関するアンケート調査(令和7年度(2025年度))

(1) 複合的な課題に応じた相談支援の充実

方向性

関係機関が連携するとともに支援技術等を向上させ、障害のある人への相談支援体制の充実を図ります。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
38	切れ目のない相談支援	多様な相談ニーズに応じられるよう専門的な相談支援機関等と連携し、障害のある人の年齢、障害種別を問わない相談体制の充実を図ります。		障害福祉課 社会福祉課 高齢福祉課 こども課 こども発達支援課 健康推進課 学校教育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		相談支援の実施	実施	
39	計画相談支援の提供体制の充実	障害のある人の個々の状況、ニーズに応じた相談支援が実施できるよう、体制の強化に取り組むとともに、相談支援従事者の技能・技術の向上を図ります。		障害福祉課 こども発達支援課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		障害福祉計画・障害児福祉計画参照	—	
40	高次脳機能障害児・者への支援	高次脳機能障害を有する障害児・者に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう相談支援体制の充実を図ります。		障害福祉課 こども発達支援課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		自立支援協議会を通じた情報共有	実施	

(2) 情報につながり、通じ合える環境づくり

方向性

障害のある人が自らの意思に基づいてサービス利用や社会参加ができるよう、多様な手法による情報の発信を行うとともに意思疎通、コミュニケーション支援を行います。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
41	広報あんじょう等による情報提供の充実	障害のある人に関わる様々なサービス、制度等について、ユニバーサルデザインに配慮の上、広報あんじょうやウェブサイト等へ掲載し、情報提供の充実に努めます。		障害福祉課 こども発達支援課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		広報あんじょう等掲載	実施	
42	安城市版ガイドブック等の作成・配布	障害のある人に関わる様々なサービス、制度等をまとめた安城市版ガイドブックや障害福祉サービス等事業者一覧を作成し、配布します。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		安城市版ガイドブックの作成	作成	
43	声の広報・点訳事業等の実施	広報あんじょうを音訳した声の広報を継続するとともに、希望の書籍をボランティアにより点訳や音訳する事業等を支援します。		障害福祉課 秘書課 アンフォーレ課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		声の広報の作成	実施	
44	手話の普及【新規】	<u>手話施策推進法に基づき、手話が言語であることの理解の促進と手話を使用しやすい環境づくりに取り組みます。</u>		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		手話啓発イベントの実施	実施	

No.	取組	方向性		担当課
45	手話通訳者の配置	市役所及び社会福祉会館に手話通訳者を配置し、聴覚に障害のある人等が各種相談や手続きを円滑に行うことができるよう支援します。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		手話通訳者の配置	2名	
46	手話通訳者・要約筆記者等の派遣	障害があるため意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者の派遣等による意思疎通支援を行います。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		手話通訳者派遣回数	319回	
		要約筆記者派遣回数	43回	
47	手話通訳者・要約筆記者等の養成	手話通訳者、要約筆記者、点訳ボランティア、音訳ボランティア等意思疎通支援を行う人の養成、技術向上等に努めます。また、講座の実施、自主活動による講座開催等を支援します。		障害福祉課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		手話講座受講者数	28名	
48	障害者ICT機器活用講座の実施	ICT機器活用講座を開催する等、障害のある人の主体的な情報収集を支援します。		社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		ICT機器活用講座数	2講座（4回）	

（３）権利擁護の推進

方向性

障害のある人に対する虐待や差別、権利侵害を未然に防ぐとともに、尊厳と権利が尊重されるよう、障害者虐待の防止と権利擁護の取組を推進します。

取組の内容

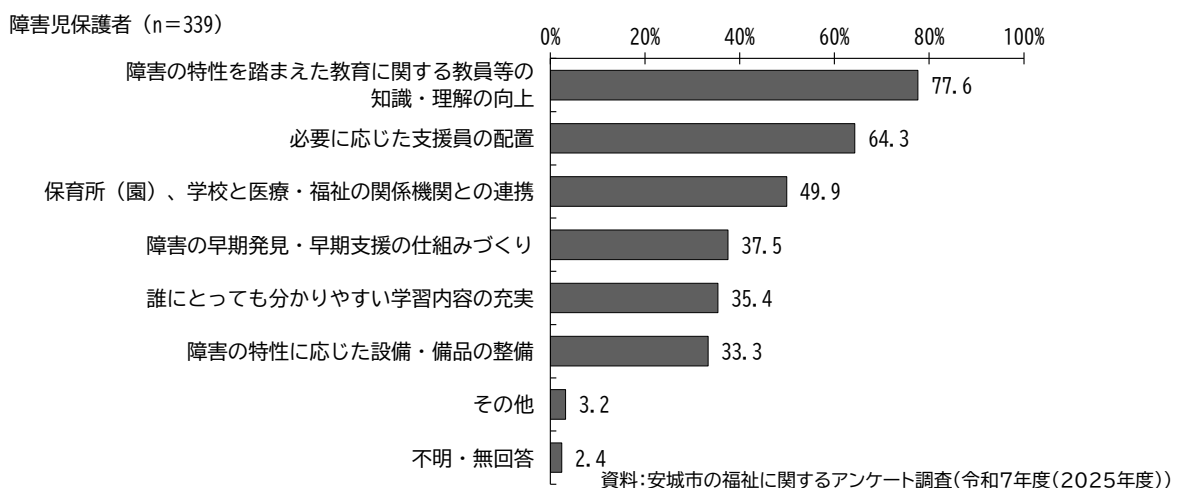
No.	取組	方向性		担当課
49	虐待等の防止	障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、虐待が疑われた場合の通報義務やその相談窓口等を市民・障害者支援団体へ啓発に努めます。 また、虐待に関する情報提供があった場合は、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を図るとともに障害者支援団体等へ研修を年１回行います。		障害福祉課 こども課 社会福祉協議会
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		啓発活動の実施	実施	
50	成年後見制度等の広報・啓発	<u>民法改正の内容を踏まえ適切な支援について関係機関と研究の上、安城市成年後見制度利用促進計画に基づき、成年後見制度の認知度を向上させるとともに、制度に対する正しい理解を促すため、市や市社会福祉協議会の広報紙やパンフレット等の媒体や、講演会の開催等を通じて成年後見制度の広報・啓発を行います。</u>		障害福祉課 社会福祉協議会
		令和７年度（２０２５年度）取組実績		
		成年後見制度等の広報・啓発の実施	実施	

基本目標 4 子どもの育ちと学びを支える環境の充実

現状・課題

- 令和5年(2023年)4月に施行された「こども基本法」に基づき、すべての子どもが、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、権利を守られ、将来にわたって幸福に生活できる社会が目指されています。障害等のある子ども・若者についても、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するとともに、それぞれの置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援することが重要です。
- 本市においては、自立支援協議会共生のまち部会の「こどもグループ」、「いけあグループ」における関係者間の情報共有や検討を行っています。また、家族交流会、勉強会、講座等を通じた保護者支援を進めるとともに、こども発達支援センター「あんステップ」では早期療育や成長に応じた切れ目のない支援を行ってきました。
- 市内の幼稚園、保育園、こども園、学校では、障害にかかわらずともに育ちあう教育・保育のための環境整備を進めています。特にインクルーシブ教育に向け、市内小中学校ではスクールアシスタントを配置し、支援が必要な児童生徒が集団の中で安心して学校生活を送るための支援体制を構築しています。しかし一方で、障害のある児童生徒は増加傾向にあり、支援ニーズも多様化していることから、引き続き体制を充実させていく必要があります。
- アンケートでは、障害のある児童生徒の療育(発達支援)、教育について必要だと思う支援として、「障害の特性を踏まえた教育に関する教員等の知識・理解の向上」「必要に応じた支援員の配置」が高くなっており、指導・支援にあたる教職員等に関する専門性や資質の向上が、より一層求められています。また、こども発達支援センター「あんステップ」が地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たすことができるよう、さらなる機能強化を進めていく必要があります。

■必要な療育・教育の取組(障害児保護者)



(1) 子どもの育ちと発達支援の推進

方向性

発達に心配や遅れがある子どもなどが、それぞれの発達段階や特性、家庭環境等に応じた切れ目ない支援を受けることができるよう、保健、医療、障害福祉、療育、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携した支援を推進します。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
51	子どもの発達や療育に関する相談の充実	障害児相談支援事業所等と連携し、発達に心配や遅れがある子どもなどやその保護者からの相談に対し、助言や情報提供等の支援を行います。また、障害児相談支援事業所等の連携強化に努めます。		障害福祉課 こども発達支援課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		相談支援の実施	実施	
52	療育関係機関等の連携強化	<u>こども発達支援センターあんステップ</u> ※、幼稚園、保育園、認定こども園、保健センター、教育センター、特別支援学校等関係機関の連携強化を図ります。また、発達支援ネットワーク会議等を開催し、療育関係機関の情報共有や <u>インクルージョン推進のための協議</u> を行います。		障害福祉課 こども課 こども発達支援課 保育課 健康推進課 学校教育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		発達支援ネットワーク会議の開催	2回	
53	児童発達支援センターの充実	<u>こども発達支援センターあんステップ</u> ※を中心に早期療育体制を強化し、発達に心配や遅れがある子どもなどに対して成長に応じた切れ目のない支援を行います。また、地域の障害児支援の中核的な役割を担うことができるよう機能強化に <u>取り組み、その一環として</u> 保育所等訪問支援により地域支援の充実を図ります。		こども発達支援課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		保育所等訪問支援事業 訪問施設数	3件	

No.	取組	方向性	担当課
54	保護者及び学齢期支援事業	幼児期の子どもを育てる保護者が子どもとの関わり方を学ぶための講座（ペアレント・プログラム）及び子どもが自分らしく生きるために社会性を身につける講座（ソーシャルスキルトレーニング（以下、「SST」））を実施します。	こども発達支援課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		ペアレント・プログラム参加人数	
		SST教室参加人数	
55	放課後等デイサービスの最適化	障害の程度に応じた最適な利用が促進されるよう関係団体等と取組について情報共有を行います。	障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		障害福祉計画・障害児福祉計画参照	
56	放課後児童クラブへの受入れの推進	特別支援教育を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。	こども課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		特別支援教育を受ける児童の放課後児童クラブ利用	
57	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援	妊産婦相談、乳児家庭全戸訪問、4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査やそれらの事後における支援の機会を通じ、各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。	こども課 こども発達支援課 健康推進課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		乳児家庭全戸訪問実施率	

No.	取組	方向性		担当課
58	保育者への専門的な指導の実施	発達に心配や遅れがある子どもに対し、専門的な見地から指導に当たることができる保育士を育成するため、専門的な知識をもった臨床心理士や作業療法士などを各園に派遣し、障害の理解や指導を実施します。		こども発達支援課 保育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		訪問相談施設数	公立 13 園 私立 18 園 事業団 14 園 託児等 1 箇所	
59	就労形態の多様化に伴う連携強化	障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業などの障害福祉サービス等と放課後児童クラブなどの障害福祉サービス等以外の支援の連携の強化に努めます。		障害福祉課 こども課 こども発達支援課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		連携強化の実施	実施	
60	<u>子どもの発達にかか る理解促進のための 講座の開催【新規】</u>	<u>保護者に対し子どもの発達の理解を促進する講座を開催し、育児不安の解消や子どもとのかかわり方を学ぶ機会を提供します。</u>		<u>こども発達支援課</u> <u>生涯学習課</u>
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		講座の開催	未実施	

(2) 共に学ぶインクルーシブ教育の推進

方向性

障害の有無にかかわらず、すべての子どもが互いの違いや多様性を認め合い、ともに学び、ともに成長できる教育環境の実現を目指します。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
61	教育センターの相談支援の充実	個々の児童・生徒の特性や発達段階に応じて生じる不安や悩みの相談に応じるため、電話相談、来所相談、臨床心理士による専門的な教育相談を行います。 こども発達支援センターあんステップ [®] とも連携して、就学前から小・中学校卒業へと継続した切れ目ない相談支援の充実を図ります。		学校教育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		教育相談の実施	実施	
62	教育関係機関の連携強化	市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校、幼稚園、保育園、認定こども園、こども発達支援センターあんステップ [®] 等が連携し、適切な支援の実施に努めます。		こども発達支援課 保育課 学校教育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		安城市教育支援委員会の開催	3回	
63	教育相談の充実	本人・保護者の意見を尊重し、就学前児童（5歳児）の就学相談を実施します。		こども発達支援課 学校教育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		就学相談の実施	実施	
64	進路相談の充実	卒業時における進学・就労に関する適切な支援をするため、関係機関との連携を図ります。		各小中学校 (学校教育課)
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		進路相談の実施	実施	

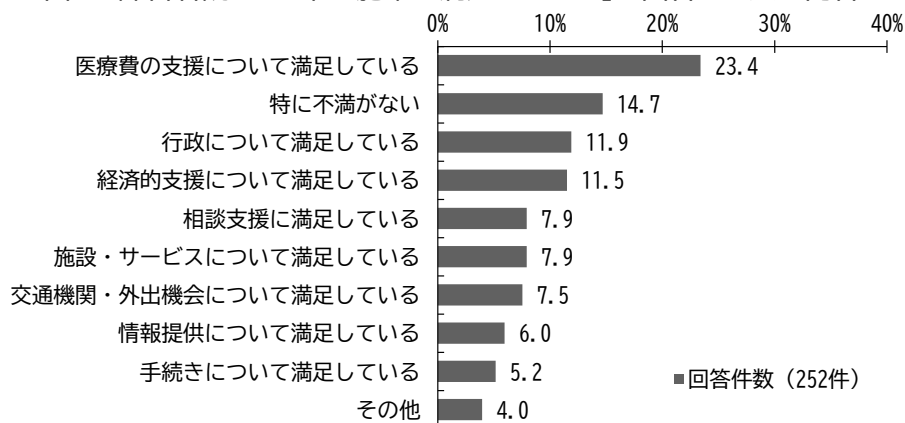
No.	取組	方向性		担当課
65	インクルーシブ教育システムの構築	「インクルーシブ教育システム」の構築等、国や県の計画等との整合性を図りながら、特別支援教育の取組を推進します。 様々な支援が必要な児童生徒のためのスクールアシスタントを小・中学校へ適切に配置し、個々のニーズに合った教育を受けられる環境を整えます。		学校教育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		スクールアシスタント（児童・生徒支援）の配置	小学校82名 中学校24名 看護師6名	
66	教職員の専門性向上	すべての教職員が、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援が行えるよう小・中学校の管理職、特別支援学級や通常学級の担任、通級指導教室の担当、特別支援コーディネーター、スクールアシスタントを対象とした研修会を実施します。		学校教育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		研修の実施	実施	
67	インクルーシブ教育・保育の推進	幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある園児の教育・保育のニーズを受け止め、障害のある園児とない園児が、一緒に生活する中で共に育ちあう教育・保育を推進します。		保育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		インクルーシブ教育・保育	実施	

基本目標 5 障害の原因となる疾病の予防と健康支援の充実

現状・課題

- 国においては、障害の原因となる疾病の早期発見・予防や健康づくり施策を推進するとともに、精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進しています。
- 障害の早期発見に向けては、乳幼児健診の実施や保護者からの相談への対応、親子教室の定期的な実施等を通じて支援を進めています。個々の状況に応じた適切な相談支援が行えるよう、関係機関との連携を含めた支援体制のさらなる強化が必要です。
- こころの健康に関しては、講座の開催や情報発信、市公式ウェブサイト等を活用した相談窓口の周知を行っています。国においては、メンタルヘルスや精神疾患に関する正しい知識を持ち、地域や職場で困っている人やその家族を支援する人である「心のサポーター」の養成に取り組むこととしており、市においても人材育成を広げていくことが求められます。本市においても精神障害者保健福祉手帳所持者の増加率は高く、こころの健康づくり等、精神疾患の予防に関する取組が必要となっています。
- 障害のある人の医療費負担の軽減を図るため、自立支援医療や精神障害者医療費助成制度等により、対象者に対する医療費の助成を実施しています。医療費に関する支援については障害当事者のアンケートにおいても満足しているという意見が多く聞かれました。受給者は年々増加傾向にあることから、今後も制度の適正な運用を図りながら、継続的に助成を実施していく必要があります。
- 「医療的ケア児支援法」が改正されて、令和9年(2027年)4月から「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」として、より年齢による切れ目のない支援や家族支援に関する取組が充実します。法律の趣旨等も踏まえ、医療的ケア児等を総合的に支援する体制の充実を図っていく必要があります。

■満足の理由 ※障害者調査で「市の施策に満足している」と回答した人の内容



資料:安城市の福祉に関するアンケート調査(令和7年度(2025年度))

（１）障害の原因となる疾病の早期発見と予防

方向性

障害の原因となる疾病や発達上の課題を早期に発見し、適切な支援等につなげるため、各種の健康診査や保健指導等の充実を図ります。また、情報発信や相談支援等を通じてこころの健康づくりに取り組みます。

取組の内容

No.	取組	方向性	担当課
68	乳幼児健康診査等の実施と健診後の指導の実施	4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児健康診査の機会を通じ、発達の遅れや疾病等の早期発見、早期療育に繋がります。また、未受診者の把握と受診率向上に努めます。	こども発達支援課 健康推進課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		乳幼児健診未受診対策 実施	
69	乳幼児の相談・訪問の実施	乳幼児健康診査において発達に心配のある場合は、相談・訪問にて指導・支援を行います。	こども発達支援課 健康推進課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		相談・保健指導・訪問指導の実施 実施	
70	成人の健康診査と、高齢者の介護予防事業の促進	生活習慣病やその他の疾病が進行して障害となることを防ぎ、また、健康づくりを支援するため、特定健康診査の周知と受診促進に取り組み、診査後には特定保健指導等を実施します。 高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護予防事業等を実施します。また、後期高齢者医療健康診査の周知と受診促進についての取組を推進します。 障害の原因となる疾病の予防に向け、がん検診・脳ドックを実施し、受診率の向上に努めます。	高齢福祉課 国保年金課 健康推進課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		後期高齢者医療健康診査実施率 44.8%	
		国民健康保険特定健康診査受診率 37.4%	

No.	取組	方向性		担当課
71	こころの健康づくりの推進	社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。 また、心のサポーターや精神保健に関する専門人材等、こころの健康を支える人材育成や環境整備を推進します。		健康推進課 障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		こころの健康に関する情報提供	実施	

（２）医療サービスの推進

方向性

各種の医療費の助成等を通じ、障害のある人が安心して医療サービスを受けることができるよう支援します。また、医療的ケアが必要な人に対しては、関係機関等が連携して適切な支援に繋がります。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
72	自立支援医療の実施	心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費の助成を実施します。		障害福祉課 国保年金課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		自立支援医療の実施	実施	
73	医療費の助成	障害のある人の医療費軽減のため、障害の程度により、障害者医療として医療費の助成を実施します。		国保年金課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		医療費助成の実施	実施	

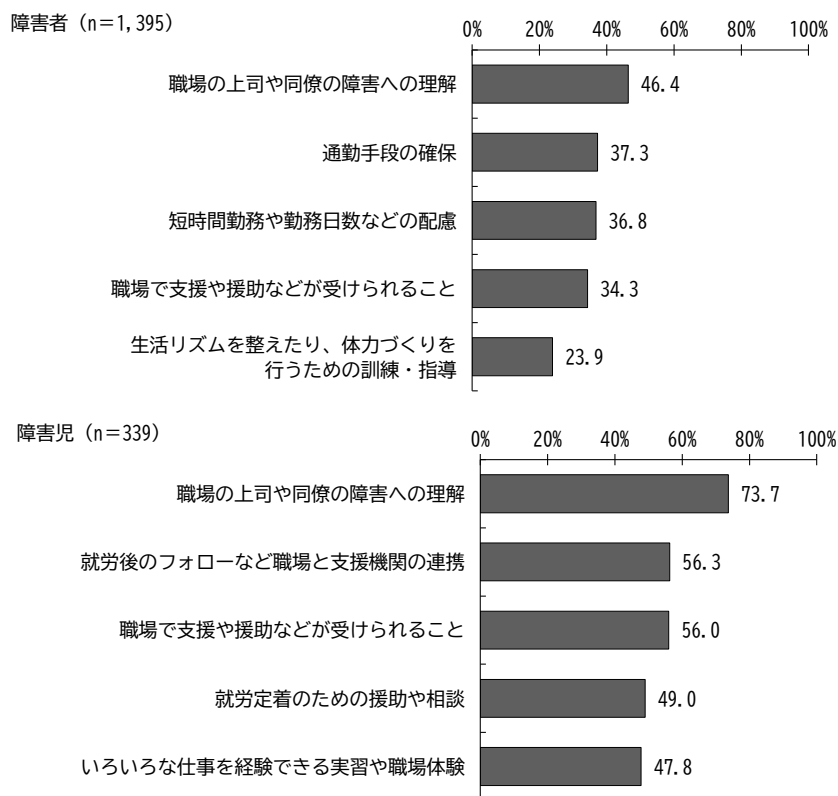
No.	取組	方向性		担当課
74	医療的ケア児・者等への支援	「医療的ケア児支援法」の改正を踏まえ、医療的ケア児・者や重症心身障害児・者が、身近な地域でその心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、人数やニーズの把握に努めるとともに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関連機関が連携を図る協議の場を設置し、情報共有を行います。		障害福祉課 こども課 こども発達支援課 保育課 健康推進課 学校教育課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		医療的ケア児連携会議の開催	実施	

基本目標 6 就労機会と就労支援の充実

現状・課題

- 就労は、経済的な自立という側面だけでなく、社会参加や自己実現、さらには社会全体の多様性の向上など、多面的な効果があります。「障害者雇用促進法」の改正により、令和8(2026)年7月から、民間企業の法定雇用率は2.7%に、対象事業主の範囲は労働者数37.5人以上に拡大されています。また、地方公共団体の法定雇用率は3.0%となります。
- 本市では、障害のある人の就労を支援するため、セミナーの開催や就労に関する情報提供、ハローワークと連携した地域職業相談室の運営等を行っています。また、障害当事者へのアンケートによれば職場で必要な支援として障害者調査・障害児調査ともに「職場の上司や同僚の障害への理解」が最も高くなっており、「障害者差別解消法」や合理的配慮についての周知を継続していく必要があります。
- 事業所等との連携のもとで、本人の希望や能力の変化に応じた多様な働き方の選択やその人らしい社会参加の在り方を支援していくことが重要です。また、工賃向上を支援するため、障害のある人が製作した自主製品の販売促進等を行っています。

■障害のある人の就労にあたって職場で必要な支援 ※上位5位を抜粋



資料：安城市の福祉に関するアンケート調査(令和7年度(2025年度))

(1) 多様な雇用・就労の促進

方向性

障害のある人が希望や適性に応じて働くことができ、社会の一員として活躍できるよう、企業や関係機関との連携を強化し、一般就労をはじめとする多様な就労機会の確保を進めます。

取組の内容

No.	取組	方向性	担当課
75	障害者雇用促進のための情報発信	障害のある人が適性と能力に応じた仕事に就くことができ、また、企業側の受入れに対する理解を促すため、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、障害者雇用促進のための企業向けセミナーの開催等の、情報発信、啓発活動に努めます。	障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		障害者雇用に関する情報発信	実施
76	職場における合理的配慮の提供義務等の周知	改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の趣旨を踏まえ、就労している障害のある人への差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		合理的配慮の提供義務等の周知	実施
77	障害者総合支援法に基づく就労系サービスの充実	就労選択支援や就労移行支援、就労定着支援などを通じて、障害のある人が自分の強みを生かした働き方ができるよう支援するとともに、就労機会の拡大を図ります。	障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		障害福祉計画・障害児福祉計画参照	—
78	多様な就労の支援	多様な働き方を選択できるよう農福連携やテレワークの普及等の取組を後押しします。	障害福祉課 農務課 商工課
		令和7年度（2025年度）取組実績	
		農福連携に向けた協議	未実施

No.	取組	方向性		担当課
79	市における障害者雇用の推進	障害者雇用率を達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討し、障害のある人が働きやすい職場となるための体制整備や各種取組を行います。		人事課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		市の障害者雇用率	2. 82%	
80	就労支援のネットワーク強化	障害のある人の一般就労を促進するため、特別支援学校、障害者職業能力開発校、就労支援事業所、ハローワーク、商工会議所、障害者就業・生活支援センター、あいち障害者雇用総合サポートデスク、愛知障害者職業センター等と連携して、総合的な支援を行います。		障害福祉課 商工課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		関係団体と連携、情報共有の実施	実施	

(2) 働く喜びと生きがいを育む福祉的就労の支援

方向性

障害のある人が自らの能力や適性を活かし、働く喜びや生きがいを感じながら、地域で自分らしく生活できるよう、福祉的就労の場の充実を図ります。

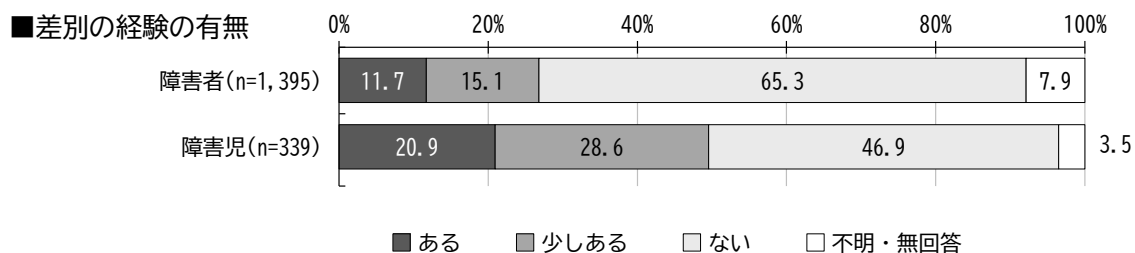
取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
81	福祉的な就労機会の充実	<u>障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業を通じ、働く喜びや生きがいを得る場として充実を図ります。</u>		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		障害福祉計画・障害児福祉計画参照	—	
82	障害のある人が製作した自主製品の販売・購入拡大	障害者優先調達推進法に基づき、障害のある人が製造した自主製品の購入、役務等の委託を推進し、工賃アップを支援します。 自主製品の紹介用一覧や発注先一覧を更新し、広報・啓発活動に努めます。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		優先調達の発注額／最高額	22,186,166円／22,186,166円	

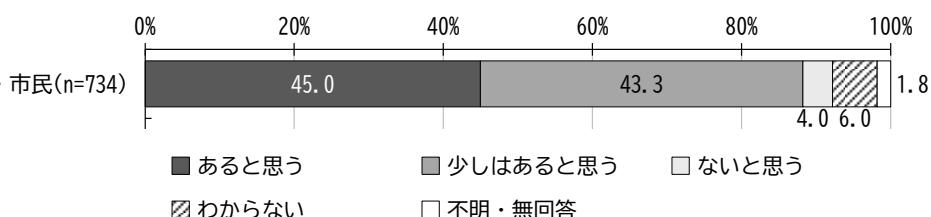
基本目標 7 障害理解を深める啓発活動の充実

現状・課題

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、社会全体において、障害に対する無理解、意識の偏りなどを解消していくことが重要です。しかし、今なお障害のある人が、日常生活や社会生活の様々な場面において障害を理由とする差別を受け、社会的障壁によって、暮らしにくさを感じている実態があります。
- 障害当事者へのアンケートによれば、障害があることで差別や嫌な思いをした経験がある（「ある」と「少しある」の合算）割合は障害のある人で26.8%、障害児で49.5%となっています。また、市民へのアンケートでは、88.3%が世の中に障害を理由とする何らかの差別や偏見があると思う（「あると思う」「少しはあると思う」の合算）と回答しています。
- 本市では、障害のある人への理解促進や差別解消に向け、ヘルプマークの配布や「こころのバリアフリー」をテーマとした啓発動画の制作などを進めてきました。特に啓発動画については、市公式 YouTube のほか、職員研修や町内会、イベント等で広く発信を行い、啓発活動を進めています。
- また、子どもの頃からの障害理解を促進するため、交流保育や福祉体験教室、福祉学習実施校助成等を通じて、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や相互理解の機会を創出しました。また、市内の障害福祉サービス事業所とともに「あんぷくフェスティバル」を開催し、交流の場づくりを進めています。今後も、障害や障害のある人に関する正しい知識を広げていくため、障害当事者等と協働しながら啓発活動を推進していくことが重要です。



■障害のある人に対して、障害を理由とする差別や偏見があると思うか



資料：資料：安城市の福祉に関するアンケート調査(令和7(2025)年度)

（１）障害理解を深める啓発活動の充実

方向性

障害のある人が抱える困難や必要な配慮等について理解を深めるため、「障害者差別解消法」や合理的配慮等の内容についての周知・啓発を推進します。

また、障害の特性や必要な配慮についての理解を深めるため、学校や地域、事業者等と連携した啓発・学習や交流機会の充実に努めます。

取組の内容

No.	取組	方向性		担当課
83	障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発	広報あんじょうやウェブサイト、パンフレット、社会福祉協議会機関紙等を通じて、障害や障害のある人への理解を促す啓発・広報活動を行います。 障害を理由とする差別の解消を推進するため、学校、公共施設、民間施設を問わず、あらゆる場所や場面で合理的配慮の提供の義務があることなどについて周知を行います。		障害福祉課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		周知・啓発活動の実施方法の数	7種類	
84	幼少期からの交流機会の創出	幼少期・学齢期から福祉に対する理解を深めるため、障害のある人との交流や車いす体験等のハンディキャップ体験、ボランティア体験等の充実に努めます。		こども発達支援課 保育課 学校教育課 社会福祉協議会
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		交流保育の実施回数	12回	
85	市内の障害福祉サービス等事業者による活動・行事を通じた障害者理解の促進支援	市内事業者の活動や行事を通じた障害者理解の促進を支援します。		障害福祉課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		市内事業者の活動や行事の支援	実施	

No.	取組	方向性		担当課
86	市職員、教職員の理解促進	市職員、市内小中学校の教職員や保育者を対象に福祉研修や人権研修等を実施し、障害の特性や障害のある人、子どもについての理解と知識を深めます。		障害福祉課 こども発達支援課 保育課 学校教育課
		令和7年度（2025年度）取組実績		
		市職員への研修の実施	実施	
		保育士への研修の実施	実施	
		教職員への研修の実施	実施	

第5章

安城市障害福祉計画・安城市障害児福祉計画

今後作成

1 関係機関・団体等との連携による推進

(1) 市民や関係機関との連携

障害のある人が地域のなかで安心して暮らし続けるためには、身近な支え合いから専門的な支援まで、重層的な連携支援体制の構築が必要です。

町内福祉委員会等地域の住民組織、民生委員・児童委員やボランティア、障害のある人同士の支え合いを軸に、行政、社会福祉協議会、障害福祉サービス等事業者や関係団体、関係機関等による相談支援や各種サービスの提供、相互の機能連携による見守りの充実や、より専門的な機関へのつなぎなど、障害のある人に関わる多様な主体が連携・協力することにより、障害のある人の地域での暮らしを支援します。

(2) 国・愛知県・広域との連携

障害者施策推進のためには、国や県、広域での連携が必要です。国、県や西三河南部西圏域各市との連携のもと、本計画を推進するとともに、国や県レベルの課題については積極的に提言や要望を行っていきます。

■「あいち障害者福祉プラン」で定める区域

圏域	圏域に属する市
西三河南部西	安城市、碧南市、刈谷市、西尾市、知立市、高浜市

(3) 安城市自立支援協議会を中心とした連携

障害者総合支援法第89条の3において、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。」とされています。本市においても、この規定に基づき安城市自立支援協議会を設置しています。

「安城市障害者計画」「安城市障害福祉計画・安城市障害児福祉計画」の推進にあたっては、安城市自立支援協議会を通じて関係機関と緊密に連携し、障害のある人やその家族等への支援体制の整備・充実を推進します。

■支援イメージ図



2 計画の進捗管理

(1)市役所内関係各課による取組の評価・検証

本計画に位置づけた取組については、毎年度、指標の進捗確認や取組状況等の評価・検証を行い、計画の総合的な推進を図ります。

(2)安城市自立支援協議会における評価・検証

本計画の進捗管理・評価を定期的に行うため、安城市自立支援協議会に、毎年度、本計画に位置づけた取組等の進捗状況の評価・検証結果を提示し、当事者の声も踏まえた評価結果を次年度の取組に反映していきます。

また、国の法令や制度の改正、障害のある人等を取り巻く社会経済情勢等が大きく変化した場合などは、適宜計画に位置付けた取組を見直し、時流に合わせたものとしていきます。